

液化石油ガス関係申請手続様式集

[液化石油ガス法 & 高圧ガス保安法 対応]

平成9年11月

山口県総務部消防防災課 監修

(社)山口県LPガス協会

液化石油ガス法関係

I 液化石油ガス販売事業関係

II 認定保安機関関係

III 認定液化石油ガス販売事業者
（“インセンティブ”規制） 関係

IV 貯蔵施設等の許可等の関係

V 充てん設備許可等の関係

VI 液化石油ガス設備工事関係

I 液化石油ガス販売事業関係 目次

1	液化石油ガス販売事業の登録に必要な書類	
(1)	液化石油ガス販売事業登録申請書	(様式第1)
(2)	登録申請事項明細書	(別紙-1)
(3)	貯蔵施設の位置及び構造明細書	(別紙-2)
(4)	貯蔵施設の位置図	(別図-1)
(5)	貯蔵施設の付近の状況図(例図)	(別図-2)
(6)	貯蔵施設の構造図(例図)	(別図-3)
(7)	登録拒否事項に該当しないことの誓約書	(別紙-3)
(8)	損害賠償支払能力の証明書類	
	〔 付保証明書又は保険加入依頼引受証の写し等、損害賠償額が わかる書類を添付すること 〕	
(9)	法人の定款	
(10)	法人の登記簿謄本	
2	液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付(閲覧)請求書	(様式第2)
3	登録行政庁変更届書	(様式第3)
4	液化石油ガス販売所等変更届書	(様式第5)
5	液化石油ガス販売事業承継届書(甲)	(様式第6)
6	液化石油ガス販売事業承継届書(乙)	(様式第7)
7	液化石油ガス販売事業者相続同意証明書	(様式第8)
8	液化石油ガス販売事業者相続証明書	(様式第9)
9	業務主任者等選任(解任)届書	(様式第10)
10	液化石油ガス販売事業廃止届書	(様式第11)

様式第 1 (第 4 条関係)

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 登 録 番 号	

液化石油ガス販売事業登録申請書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称

代表者の氏名 印

住 所

(Tel - -)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 条第 2 項の規定により同条第 1 項の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 販売所の名称及び所在地

2 貯蔵施設の位置

3 保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

2 貯蔵施設を所有(占有)しない場合は、その適合内容を証する書面を添付すること。

3 「販売予定地域・戸数・数量」、「貯蔵施設の位置・構造に関する明細書及び図面類」、「登録拒事由非該当誓約書」、「損害賠償支払能力証明書」及び「法人の定款・登記簿抄本」を添付すること。

4 31,000円に相当する額の山口県収入証紙を貼付すること。

登録申請事項明細書

別紙－1

販売所		貯蔵施設		販売計画			保安業務を行う者	
名称	所在地(tel)	所在地	貯蔵量	販売予定地域	予定戸数	予定数量 t / Y	保安機関の名称	事務所所在地
			kg		戸	t / Y		

- (注) 1 貯蔵施設の貯蔵量は、最大貯蔵予定数量とする。
 2 販売予定地域と保安業務を行う者（保安機関）との対応関係がわかるよう記載すること。

貯蔵施設の位置及び構造明細書

別紙－2

販 売 所 の 名 称			☎	
販 売 所 の 所 在 地				
貯 蔵 施 設 の 所 在 地				
位 置 の 基 準	店舗と貯蔵施設間距離	同一敷地内 ・ 店舗から () m ・ km		
	貯蔵施設の保安距離	最も近い第1種保安物件 () までの距離 (m)		
		最も近い第2種保安物件 (住宅等) までの距離 (m)		
	貯蔵施設と火気間距離	最も近い火気 () までの距離 (m)		
構 造 の 基 準	貯 蔵 施 設 の 規 模	床面積： m ² ・ 最大貯蔵量： kg		
	換 気 孔	通風可能面積： cm × cm × 箇所＝ cm ²		
	障壁構造とする場合	(例) 15 cm × 20 cm × 40 cmのコンクリートブロックを使用し、 空洞部にコンクリートモルタルを充てんする。 直径9 mmの鉄筋を縦横40 cm間隔に配筋し、隅部は確 実に結束する。障壁の高さは1.8 mとする。(別図参照)		
	上記以外の構造の場合	(内容)		
	扉	保安距離がある場合		
		保安距離がない場合	厚さ3.2 mmの鋼板に 3 cm × 3 cmの等辺山形鋼を縦横40 cm以 内に溶接したものを別図に示すように内側引き戸で取り付ける。	
	屋 根	屋 根 組	軽量形鋼を使用し、障壁に固定する。	
		屋 根 材 料	石綿スレート、波形亜鉛鉄板	
	電 気 機 器	使用しない・使用する (種類と防爆性能：)		
	消 火 器	ABC粉末消火器 (15型・20型 本)		
警 戒 標	LPガス貯蔵施設・燃・火気厳禁・立入禁止			

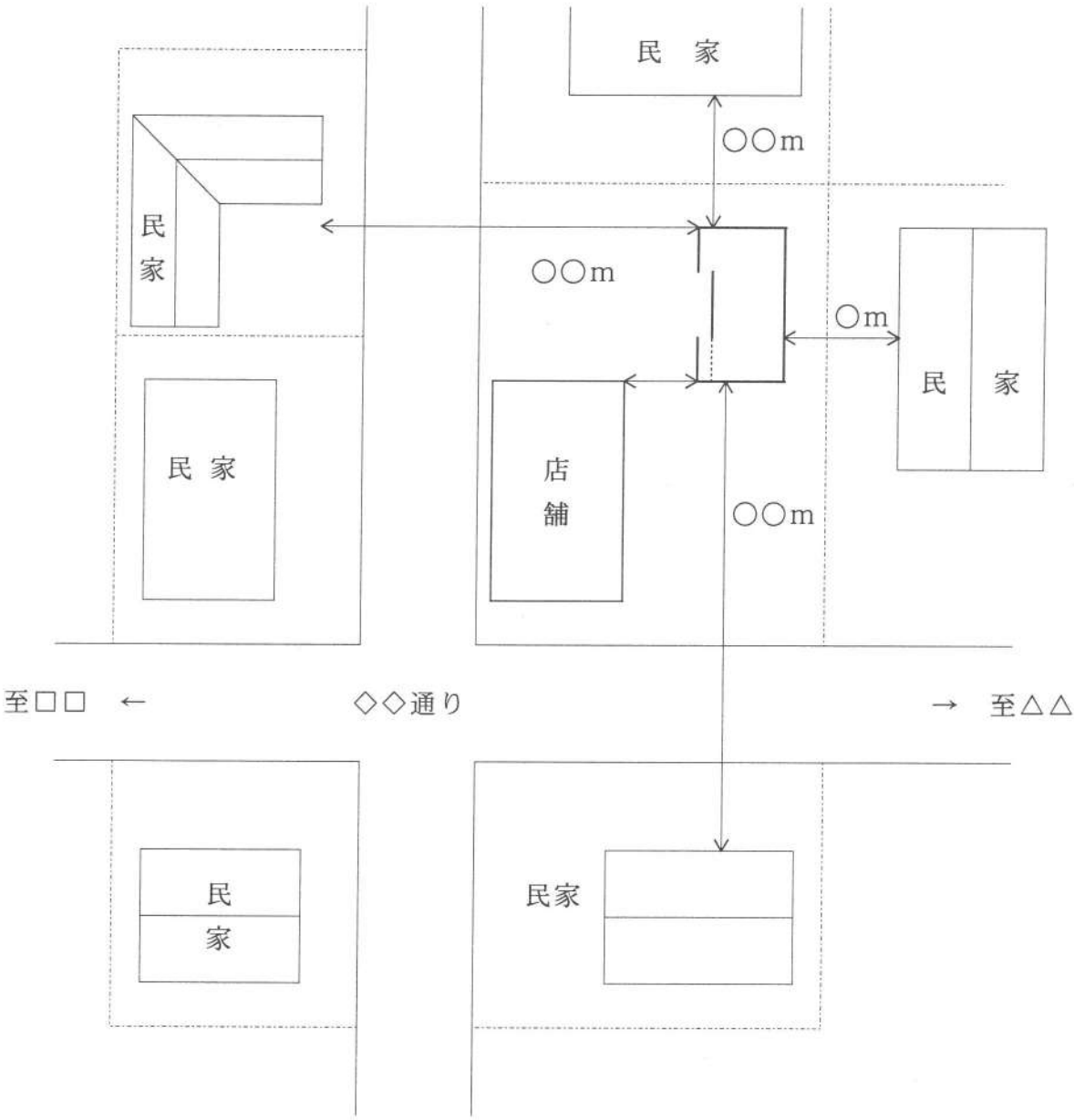
- (注) 1 貯蔵施設が販売所と敷地を異にする場合は、車両の保有、管理人の常駐又は立入禁止措置状況等の必要要件について説明した書面を添付すること。
 2 貯蔵量 3, 0 0 0 kg 以上の場合は、別途設置許可申請の手続きが必要です。

貯 蔵 施 設 の 位 置 図

当該貯蔵施設と最寄りのＪＲ等の駅、市町村役場、消防署・警察署・学校等の公共施設
又は銀行・病院等位置の目標となる建物若しくは主要交差点等との位置関係がわかる地図
(市販の地図の活用でもよい。)

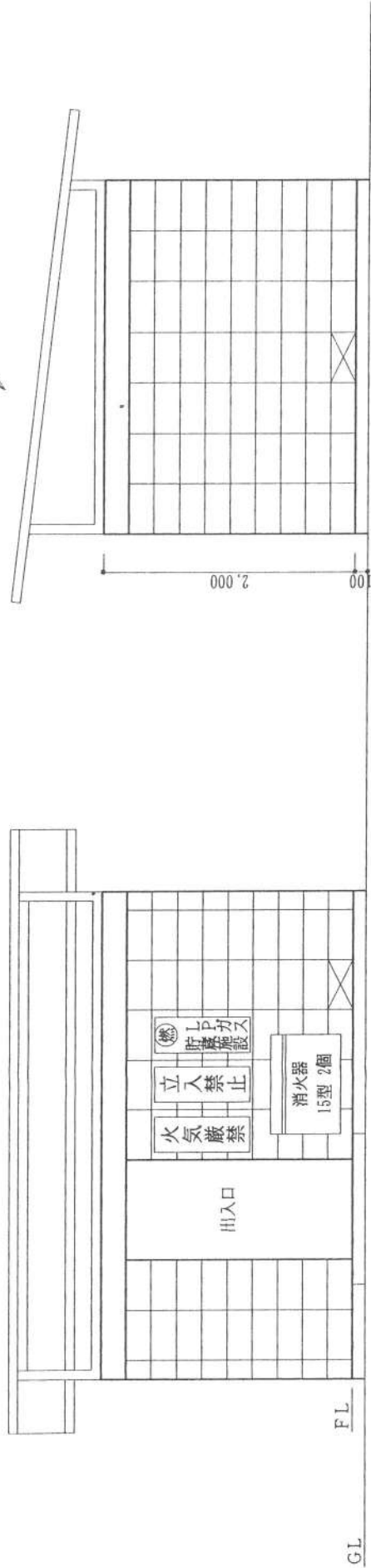
貯蔵施設の付近の状況図（例図）

対 象 物	名 称	法定（施設）距離	実 際 の 距 離
第1種保安物件		m	m
第2種保安物件		m	m
火 気 等		2 m 以 上	m



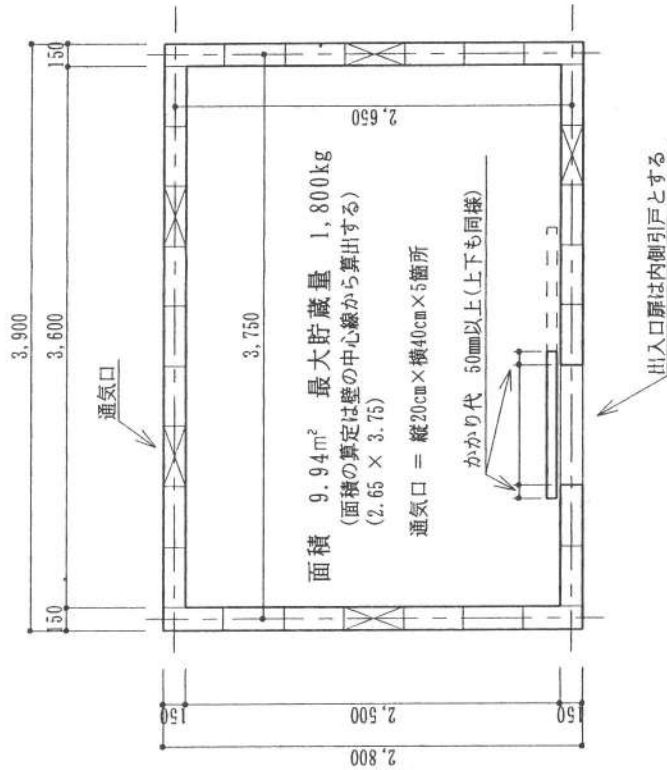
貯蔵施設の構造図(例図)

屋根 ～ 波形石綿スレート



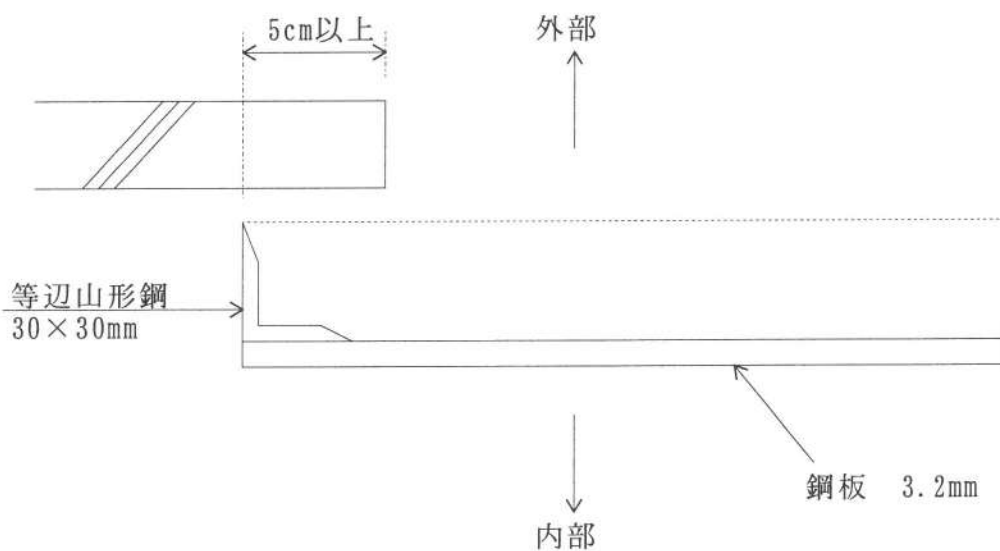
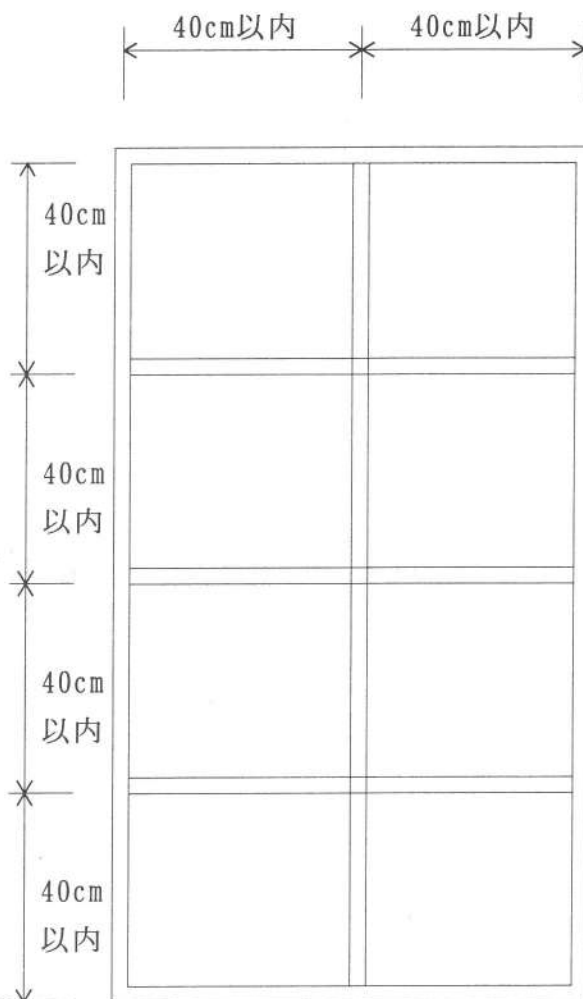
通気口の必要個数の算定

- ・施設面積 1 m^2 につき 300 cm^2 が必要
- ・施設面積が 9.94 m^2 の場合の必要通気口は $9.94 \times 300 = 2,982\text{ cm}^2$ 以上必要
- ・通気口 $20\text{ cm} \times 40\text{ cm} \times 5$ 箇所 $= 4,000\text{ cm}^2 \geq 2,982\text{ cm}^2$ 適合



標準仕様

- 1 壁 厚さ15cmコンクリートブロックを使用し、空洞部にコンクリートモルタルを充てんする。
- 2 配筋 直径9mmの鉄筋を縦横40cm以下の間隔に配筋し、隅部の鉄筋は確実に結束する。
- 3 屋根組 軽量形鋼を使用し障壁に固定する。
- 4 屋根 波形石綿スレートを使用する。
- 5 電気機器 防爆構造のものを使用する
- 6 扉 (1) 保安距離がなく障壁を必要とする場合は右図の扉とする。
(2) 大きさは出入り口開口部より大きく製作し4周とも障壁に50mm以上かかるようにする。



様式第2（第5条関係）

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 登録番号	

液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求書

年 月 日

山口県知事 様

請求者 氏 名 _____ (印)

住 所 _____

(Tel _____)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項の規定により、
次のとおり登録簿の謄本の交付（閲覧）を請求します。

1 液化石油ガス販売事業者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 _____

住 所 _____

2 登録年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 登録番号 _____ 35A _____

4 登録簿の謄本請求枚数 _____ 枚

（備考）1 ×印の項は記載しないこと。

2 1から3までに掲げる事項は、請求の内容に従い記載すること。ただし、2及び3に掲げる事項について不明の場合は、この限りでない。

3 謄本の交付請求は1通につき630円、閲覧は1回につき460円に相当する額の山口県収入証紙を貼付すること。

様式第3（第7条関係）

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

登録行政庁変更届書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ 印

住 所 _____

(Tel - -)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 従前の法第3条第1項の登録の年月日及び登録番号

旧登録年月日 _____ 年 月 日

旧 登 録 番 号 _____

2 新たな法第3条第1項の登録をした者、登録の年月日及び登録番号

新登録行政庁 _____

新登録年月日 _____ 年 月 日

新 登 録 番 号 _____

3 登録行政庁の変更の理由

（備考）×印の項は記載しないこと。

様式第5（第9条関係）

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____
 代表者の氏名 _____ 印
 住 所 _____
 (Tel - -)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
☐ 氏名又は名称		
☐ 住 所		
☐ 代表者の氏名		
☐ 販売所の名称		
☐ 販売所の所在地		
☐ 貯蔵施設の位置		
☐ 貯蔵施設の構造		
☐ 保安機関の名称		
☐ 同上事務所所在地		
☐ 損害賠償支払能力		

2 変更の年月日 年 月 日

3 変更の理由 _____

- (備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
 2 該当する変更事項全てに☑点を付すこと。
 3 事業者の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の変更の場合は、登記簿謄本を添付するとともに、代表者の変更の場合は、さらに登録拒否事由非該当誓約書を提出すること。
 4 貯蔵施設の位置又は構造の変更（施設の移設・増設を含み、軽微な変更を除く。）の場合は、貯蔵施設の位置・構造明細書及び図面を添付すること。（貯蔵量3,000kg以上は別途変更許可対象）
 5 その他上記以外の変更の場合も、変更の内容を証明する書類を添付すること。

登録拒否事項に該当しないことの誓約書

別紙－3

当社及び当社の代表者を含む役員は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第4条第1項各号に規定する登録の拒否事項に該当しないことを誓約します。

年 月 日

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ ㊞

住 所 _____

【役員一覧】

役 職 名	氏 名	現 住 所

（備考）非常勤の役員を含み、監査を行う役員は除く。

様式第6（第10条関係）

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業承継届書(甲)

年 月 日

山口県知事

様

氏名又は名称

代表者の氏名 ㊞

住 所

(Tel - -)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第10条第3項の規定により、
次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に 関する事項	氏名又は名称	
	代表者氏名（法人の場合）	
	住 所	
	登録年月日	年 月 日
	登録番号	
	販売所の名称	
	販売所の所在地	
	貯蔵施設の位置	
	保安業務を行う者の氏名又は名称	
	保安業務を行う者の事業所所在地	
承継者に 関する事項	登録の年月日	年 月 日
	登録番号	

（備考）1 ×印の項は記載しないこと。

2 相続の場合は、様式第9（相続人が2人以上の場合は様式第8）の書面及び戸籍謄本を、合併の場合は法人の登記簿謄本又は合併契約書の写しを添付すること。また、販売事業の全面譲渡の場合は、営業譲渡契約証書の写し又は法人の登記簿謄本等の譲渡の事実を証する書面を添付すること。

様式第7（第10条関係）

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業承継届書(乙)

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称

代表者の氏名 ⑥

住 所

(Tel - -)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第10条第3項の規定により、
次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因		
被 承 継 者	登 録 の 年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号	年 月 日
承 継 者	登 録 年 月 日	
	登 録 番 号	

- (備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 相続の場合は、様式第9（相続人が2人以上の場合は様式第8）の書面及び戸籍謄本を、合併の場合は法人の登記簿謄本又は合併契約書の写しを添付すること。

様式第7の2（第10条関係）

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書

年 月 日

山口県知事 様

譲り渡した者 氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ (印)

住 所 _____

譲り受けた者 氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ (印)

住 所 _____

次のとおり液化石油ガス販売事業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

1 登録の年月日

2 登録番号

3 譲渡しの年月日

（備考）1 ×印の項は記載しないこと。

2 事業の全部の譲渡しがあったことを証する書面を添付すること。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業者相続同意証明書

年 月 日

山口県知事 様

証明者 氏 名 _____ (印)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

次のとおり液化石油ガス販売事業者について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

2 登録年月日

_____ 年 月 日

3 登録番号

4 液化石油ガス販売事業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

5 相続開始年月日

_____ 年 月 日

（備考）1 ×印の項は記載しないこと。

2 液化石油ガス販売事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。

様式第 9 (第 10 条関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

液化石油ガス販売事業者相続証明書

年 月 日

山口県知事 様

証明者 氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ (印)

住 所 _____

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ (印)

住 所 _____

次のとおり液化石油ガス販売事業者について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

2 登録年月日

_____ 年 月 日

3 登録番号

4 液化石油ガス販売事業者の地位を承継した者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

5 相続開始年月日

_____ 年 月 日

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 証明者は、2人以上とすること。

様式第9の2（第10条関係）

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

液化石油ガス販売事業者事業承継証明書

年 月 日

山口県知事 様

被承継者 氏名又は名称 _____
代表者の氏名 _____ 印
住 所 _____

承 継 者 氏名又は名称 _____
代表者の氏名 _____ 印
住 所 _____

次のとおり分割によって液化石油ガス販売事業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

- 1 登録の年月日
- 2 登録番号
- 3 譲渡しの年月日

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 事業の全部の承継があったことを証する書面及びその法人の登記簿謄本を添付すること。

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

業務主任者等選任（解任）届書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ 印

住 所 _____

1 販売所の名称及び所在地並びに一般消費者等の数

名 称 _____

所在地 _____

一般消費者等の数 _____ 戸

2 業務主任者又は業務主任者の代理者の氏名及び液化石油ガスの販売に関する経験

選（解）任区分	氏 名	免状等の種類と番号	販売実務経験期間
選 任	業 務 主 任 者	二 販 ・	～
	業 務 主 任 者	二 販 ・	～
	業 務 主 任 者	二 販 ・	～
	同 上 代 理 者	二販 ・ 代理 ・	～
解 任	業 務 主 任 者	（注 1） 二販：第 2 種販売主任者免状 代理：業務主任者代理者資格	
	業 務 主 任 者		
	業 務 主 任 者	（注 2） 経験期間は年月日を略記して記載すること。	
	同 上 代 理 者		

3 選任（解任）の年月日

年 月 日

4 解任の理由

（備考） 1 ×印の項は記載しないこと。

2 業務主任者にあつては第 2 種販売主任者免状の写し、業務主任者の代理者にあつては第 2 種販売主任者免状又は業務主任者代理者資格証の写しを添付すること。

様式第 11 (第 26 条関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

液化石油ガス販売事業廃止届書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ ㊞

住 所 _____

(Tel _____ - _____)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 23 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

登録年月日 _____ 年 月 日

登 録 番 号 35A

2 事業を廃止した年月日

_____ 年 月 日

3 事業を廃止した理由

(備考) ×印の項は記載しないこと。

Ⅱ 認定保安機関関係 目次

1 保安機関の認定に必要な書類

- | | |
|---|---------|
| (1) 保安機関認定申請書 | (様式第12) |
| (2) 認定申請事項明細書 | (別紙－1) |
| (3) 添付書類目次 | (別紙－2) |
| (4) 保安業務計画書 | (様式第13) |
| (5) 保安業務に係る技術的能力の算定書 | (別紙－3) |
| (6) 保安業務資格者等一覧表 | (別紙－4) |
| (7) 事業所の位置及び
緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲 | (別図－1) |
| (8) 役員及び構成員の構成説明書 | (別紙－5) |
| (9) 保安業務以外の業務の種類及び概要説明書 | (別紙－6) |
| (10) 欠格条項に該当しないことの誓約書 | (別紙－7) |
| (11) 損害賠償支払能力の証明書類
〔付保証明書又は保険加入依頼引受証の写し等、損害賠償額が
わかる書類を添付すること〕 | |
| (12) 法人の定款 | |
| (13) 法人の登記簿謄本 | |

2 保安機関認定更新申請書 (様式第14)

3 一般消費者等の数の増加認可申請書 (様式第15)

4 一般消費者等減少届書 (様式第16)

5 保安業務規程認可申請書 (様式第17)

委託を受ける保安機関用
委託を受けない保安機関用

6 保安業務規程変更認可申請書 (様式第18)

7 認定行政庁変更届書 (様式第19)

8 保安機関変更届書 (様式第20)

9 保安機関承継届書(甲) (様式第21)

10 保安機関承継届書(乙) (様式第22)

11 保安機関相続同意証明書 (様式第23)

12 保安機関相続証明書 (様式第24)

13 保安業務廃止届書 (様式第25)

様式第 12(第 30 条関係)

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 認 定 番 号	

保安機関認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ (印)

住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 29 条第 2 項の規定により同条第 1 項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地
- 2 認定を受けようとする保安業務区分
- 3 保安業務区分ごとの一般消費者等の数
- 4 当該保安業務に係る液化石油ガス販売事業を行う販売所の所在する都道府県名
山 口 県

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

2 保安業務計画書、技術的能力算定書、保安業務資格者等一覧表、緊急時対応範囲を示した図面、24 時間配備態勢説明書面、役員・構成員の構成説明書、保安業務以外の業務説明書、欠格事項非該当誓約書、法人の定款・登記簿抄本、損害賠償支払能力証明書を添付すること。

(備考)

- 1 「認定を受けようとする保安業務区分」欄には、該当する区分に「○」印を、認定を受けない区分には「一」印を記入すること。
- 2 「保安業務区分ごとの一般消費者等の数」欄には、該当する区分に受託可能な数値を記載し、認定を受けない区分は空欄とすること。
- 3 事業所ごとに記載すること。

添付書類目次

別紙－2

書類項目	該当の有無	資料番号
1 保安業務計画書		
（1）保安業務計画書	あり	様式第13
（2）保安業務資格者・保安業務用機器必要数算定書	あり	別紙－3
（3）保安業務資格者等一覧表	あり	別紙－4
2 緊急時対応関係書類		
（1）事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面	有・無	別図－1
（2）24時間配備体制説明書面	有・無	別添－
3 役員及び規則第33条に定める構成員の構成説明書面	有・無	別紙－5
4 保安業務以外の業務の種類及び概要説明書類	有・無	別紙－6
5 欠格条項に該当しないことを誓約した書面	あり	別紙－7
6 損害賠償支払能力証明書面	あり	別添－
7 法人の定款又は確約書	有・無	別添－
8 法人の登記簿謄(抄)本又は確約書	有・無	別添－

(備考) 1 資料番号の代わりにページ数を付してもよい。

2 損害賠償能力支払証明書として、付保証明書又は保険加入依頼引受証等を添付すること。

3 法人の定款、登記簿謄(抄)本は確約書（別紙参照）をもって代えることができる。

保安業務計画書

事業所の名称：

事業所の所在地：

保安業務区分	供給開始時点 検・調査	容器交換時等 供給設備点検	定期供給設備 点検	定期消費設備 調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡
一般消費者等の数							
保安業務資格者の数	液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 製造保安責任者 人 その他() 人						
調査員の数							
保安業務資格者・調査員以外の の者で保安業務に従事する者							
年間実働日数又は 平均月間実働日数		日/月	日/年	日/年			
保安業務用機器	自記圧力計 マノメータ	個 () 個					
	ガス検知器	個 () 個					
	漏えい検知液	個 () 個					
	緊急工具類	個 () 個					
	一酸化炭素測定器	個 () 個					
	ボーリングバー	個 () 個					
		() 内は法定数					
緊急時対応を行う場合に あつてはその方法	出動手段：自動車・ () 台 緊急時連絡受信方法：電話・ (- -) 集中監視システム導入：有・無 (戸)						

(備考) 1 事業所ごとに記載すること。

2 一般消費者等の数欄は受託可能な数を記載し、認定を受けない保安業務区分には「-」を記入すること。

保安業務に係る技術的能力の算定書

別紙-3-(1)

事業所の名称 :

事業所の所在地 :

1 資格者の状況

(1) 資格者の数 (詳細は別紙「保安業務資格者一覧表」のとおり)

保安業務資格者	調査員	補助員	充てん作業員	計
人	人	人	人	人

(2) 実施する保安業務区分および一般消費者の数

実施する保安業務区分	一般消費者の数	備考
供給開始時点検・調査		
容器交換時等供給設備点検		
定期供給設備点検		
定期消費設備調査		
周知		
緊急時対応		
緊急時連絡		

2 必要な保安業務資格者数の算定

保安業務区分	算定式	算定値	備考
供給開始時点検・調査	$A \times \frac{1}{20,000}$		
容器交換時供給設備点検	$A \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{B} - D - E$		0未満の場合は0とする
定期供給設備点検	$A \times \frac{1}{30} \times \frac{1}{C} \times \frac{1}{4} - E$		補助員を伴う場合は30を3分の4倍
定期消費設備調査	$A \times \frac{1}{25} \times \frac{1}{C} \times \frac{1}{4}$		補助員を伴う場合は25を3分の4倍
定期供給設備点検 + 定期消費設備調査	$A \times \frac{1}{20} \times \frac{1}{C} \times \frac{1}{4}$		告示第2条第2号表中イの特例、補助員を伴う場合は20を3分の4倍
周知	$A \times \frac{1}{20,000} \left(\text{又は} \times \frac{1}{40,000} \right)$		() 内は告示第2条第2号表中ロの特例
緊急時対応	$A \times \frac{1}{20,000}$		
緊急時連絡	$A \times \frac{1}{20,000}$		消費者戸数が2万戸以下の場合
緊急時連絡	$1 + (\text{戸} - 20,000) \times \frac{1}{80,000}$		消費者戸数が2万戸を超える場合
合計			
必要人員			
配置人員			

- (注) 1 A:消費者戸数 B:月間実働日数 C:年間実働日数 D:調査員数 E:充てん作業員数
 2 算定値は小数第3位までの数とし、必要人員は小数点以下を切り上げる。
 3 充てん作業員は、平成12年4月1日以降に講習(再講習)課程を修了した者が該当。

3 必要な保安業務用機器の算定

別紙-3-(2)

(1) 算定値

保安業務区分	算定式	算定値	備考
供給開始時 点検・調査	$A \quad \text{戸} \times \frac{1}{20,000}$	①	自記圧力計（マノメータ）、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、一酸化炭素測定器、ボーリングバー
容器交換時 供給設備点検	$A \quad \text{戸} \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{B} - \frac{D}{E} + \frac{D}{E} + \frac{E}{E}$	②	漏えい検知液 緊急工具類
定期供給設備点検	$A \quad \text{戸} \times \frac{1}{30} \times \frac{1}{C} \times \frac{1}{4} - \frac{E}{E} + \frac{E}{E}$	③	自記圧力計（マノメータ）、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、ボーリングバー
定期消費設備調査	$A \quad \text{戸} \times \frac{1}{25} \times \frac{1}{C} \times \frac{1}{4}$	④	自記圧力計（マノメータ）、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、一酸化炭素測定器、ボーリングバー
定期供給設備点検 ＋ 定期消費設備調査	$A \quad \text{戸} \times \frac{1}{20} \times \frac{1}{C} \times \frac{1}{4}$	⑤	自記圧力計（マノメータ）、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、ボーリングバー
	$A \quad \text{戸} \times \frac{1}{25} \times \frac{1}{C} \times \frac{1}{4}$	⑥	一酸化炭素測定器
緊急時対応	$A \quad \text{戸} \times \frac{1}{20,000}$	⑦	自記圧力計（マノメータ）、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、一酸化炭素測定器、ボーリングバー

(2) 機器の必要数と保有数

機器名	必要台数計算式	必要数	保有数
自記圧力計 又は マノメータ	①＋⑤（又は③ or ④）＋⑦		
ガス検知器	①＋⑤（又は③ or ④）＋⑦		
漏えい検知液	①＋②＋⑤（又は③ or ④）＋⑦		
緊急工具類	①＋②＋⑤（又は③ or ④）＋⑦		
一酸化炭素測定器	①＋⑥（or ④）＋⑦		
ボーリングバー	①＋⑤（又は③ or ④）＋⑦		

(注) 1 算定値は小数第3位までの数とし、必要数は小数点を切り上げた数とすること。

事業所の所在地
：[illegible]

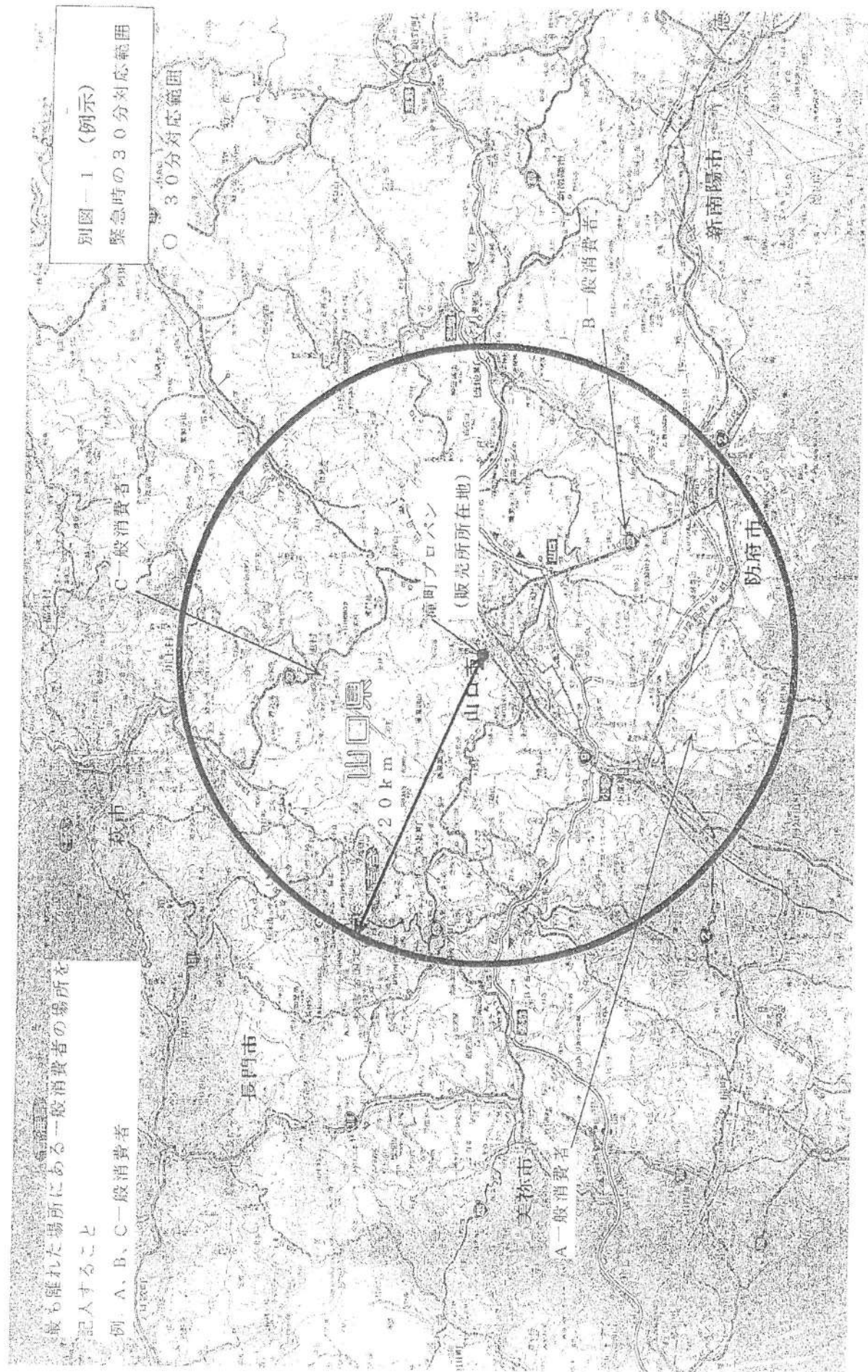
(備考) 1 保安業務計画書で保安業務資格者として申請した資格に、◎印を付すこと。
2 左記1以外の所有資格には○印を付すこと。

3 複数の資格を有する場合、免状番号欄には、最も左側の欄に記載した資格の番号のみを記載すること。

記入すること

緊急時の30分対応マニュアル

15



役員及び構成員の構成説明書

別紙-5

当社の役員及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」第33条の規定による構成員は、その3分の2以上が、下記の1から3の者には該当いたしませんので、保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすことはありません。

記

- 1 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を製造する事業を主たる事業として行っている者又はその役職員
- 2 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者又はその役職員
- 3 液化石油ガス設備工事の事業を主たる事業として行っている者又はその役職員

年 月 日

氏名又は名称

代表者の氏名

印

住 所

【役員一覧】

役 職 名	氏 名	現所属会社名等	主たる業務 (上記1～3該当の有無)
			有 ・ 無
			有 ・ 無
			有 ・ 無
			有 ・ 無
			有 ・ 無
			有 ・ 無
			有 ・ 無
			有 ・ 無

(備考) 非常勤の役員を含み、監査を行う役員を除く。

【構成員の状況】

株主の氏名又は名称	持株比率 (%)	主たる業務 (上記1～3該当の有無)
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
発行済み株式の総数：		株
資本の額：		万円
保安業務に係る構成員の持株比率：		%

保安業務以外の業務の種類及び概要説明書

別紙－6

会 社 概 要			
事業者名			登録番号 35A
住 所			電話番号 — —
代表者名			資本金 千円
売上金額	千円	LPガス部門売上金額	千円
社員総数	人	LPガス部門社員数	人
事業の種類	事業内容		
LPガスに関する事業	1 一般消費者等への液化石油ガスの販売 2 工業用液化石油ガスの販売 3 液化石油ガスの充てん 4 液化石油ガスの製造 5 液化石油ガスの配送 6 液化石油ガス器具等の販売 7 液化石油ガス設備工事 8 その他 ()		
上記以外の事業の種類と概要	業務の種類	概 要	

- (備考) 1 LPガス関係業務については、実施している業務内容の番号に「○」印を付すこと。
 2 法人の場合、LPガス関係以外の業務については、定款に記載された業務のうち、現に行っている業務について記載すること。

欠格条項に該当しないことの誓約書

別紙-7

当社及び当社の代表者を含む役員は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条に規定する認定の欠格条項に該当しないことを誓約します。

年 月 日

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ 印

住 所 _____

【役員一覧】

役 職 名	氏 名	現 住 所

(備考) 非常勤の役員を含み、監査を行う役員を除く。

確 約 書

保安機関の認定更新申請に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律32条第2項において準用する同法第29条第2項に定める申請書添付書類の法人の定款は、 年 月 日付けで提出した 申請書（届出書）に添付した定款と相違ありません。

年 月 日

氏名又は名称

代表者の氏名

印

確 約 書

保安機関の認定更新申請に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する
法律 32 条第 2 項において準用する同法第 29 条第 2 項に定める申請書添付書類の法人
の登記簿謄(抄)本は、 年 月 日付けて提出した 申請書
(届出書) に添付した謄(抄)本と相違ありません。

年 月 日

氏名又は名称

代表者の氏名

印

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 認 定 番 号	

保安機関認定更新申請書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ ⑩

住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 2 条第 1 項の更新の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 _____

2 更新を受けようとする保安業務区分

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 原則として認定申請と同じ書類を添付すること。
3 認定の満了する 3 0 日前までに提出すること。

様式第 15 (第 35 条関係)

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 認 可 番 号	

一般消費者等の数の増加認可申請書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ 印

住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 33 条第 1 項の規定により認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 認定の年月日及び認定番号

_____ 年 月 日・35A _____

2 一般消費者等の数を増加しようとする保安業務区分

3 増加しようとする一般消費者等の数

_____ 戸

4 一般消費者等の数の増加に係る事業所の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 _____

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

2 変更前後の比較書面、増加後の保安業務計画書、技術能力算定書、保安業務資格者一覧表、緊急時対応範囲を示した図面、損害賠償支払能力証明書等を添付すること。

様式第 16 (第 35 条関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

一 般 消 費 者 等 減 少 届 書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ (印)

住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 33 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 認定の年月日及び認定番号

_____ 年 月 日・35A _____

2 一般消費者等の数を減少しようとする保安業務区分

3 減少した一般消費者等の数

_____ 戸

4 一般消費者等の数の減少に係る事業所の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 _____

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

2 変更前後の比較書面、減少後の保安業務計画書、技術能力算定書、保安業務資格者一覧表等を添付すること。

様式第 17（第 39 条関係）

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 認 可 番 号	

保安業務規程認可申請書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称

代表者の氏名 印

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 5 条第 1 項前段の規定により保安業務規程の認可を受けたいので申請します。

（備考） 1 ×印の項は記載しないこと。
2 保安業務規程を添付すること。

保安業務規程

〇 〇 〇 〇 株 式 会 社

保安業務規程（例）

（委託を受ける保安機関用）

（目的）

第1条 この保安業務規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第35条の規定に基づき定めるものであり、法第27条第1項に規定する保安業務の適確かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（事業所の所在地等）

第2条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第39条第2項第1号から第4号までに規定する事項は、別表（保安業務計画書）のとおりとする。

（保安業務の実施の方法）

第3条 規則第39条第2項第5号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法は、次のとおりとする。

（1）供給開始時点検・調査

- ① 供給開始時点検・調査は、委託者である液化石油ガス販売事業者（以下「委託者」といい、液化石油ガス販売事業者が自ら保安業務を行おうとする場合を含む。）からの申出により指定された日時及び場所において行うこととする。なお、申出は原則として供給開始時点検・調査を行う〇日前までに行わなければならない、当該期日を過ぎてから申出が行われた場合については、委託者と協議を行い調整することとする。
- ② 供給開始時点検・調査は、規則第36条第1項第1号の点検及び第37条第1号の調査を供給開始時又は液化石油ガスの最初の引渡し時のみにおいて行い（バルク供給に係るものを除く。）、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者及び消費設備の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）に通知することとする。
- ③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、前号の通知の日から1月を経過し、かつ、6月を経過しない期間内に、当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認することとする。
- ④ 供給開始時点検・調査は、保安業務資格者が行うこととする。

（2）容器交換時等供給設備点検

- ① 容器交換時等供給設備点検は、供給設備又は消費設備の充てん容器等の交換時に行うこととする。
- ② 容器交換時等供給設備点検は、規則第36条第1項第1号の表中下欄に掲げる点検の回数が充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）及び規則第37条第1号の表中下欄に掲げる調査の回数が毎月（容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。）1回以上である事項について行い、その結果を規則第36条第1項第1号の表中下欄に掲げる点検の回数が充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）であるものは委託者に、規則第

37条第1号の表中下欄に掲げる調査の回数が毎月（容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。）1回以上であるものは委託者及び消費設備の所有者等に、別途定める様式により書面をもって通知することとする。

③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、前号の通知をした日から6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認する。

④ 容器交換時等供給設備点検は、保安業務資格者又は調査員が行うこととする。

(3) 定期供給設備点検

① 定期供給設備点検は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

② 定期供給設備点検は、規則第36条第1項第1号の表中下欄に掲げる点検の回数が供給開始時及び充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）であるもの以外の事項について行い（バルク供給に係るものを除く。）、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者に通知することとする。

③ 定期供給設備点検は、保安業務資格者が行うこととする。

④ 供給設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者等から承諾を得られない場合は、点検伝票等にその旨の記録をし、委託者と協議の上、その後の措置を決定することとする。

(4) 定期消費設備調査

① 定期消費設備調査は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

② 定期消費設備調査は、規則第37条第1号の表中下欄に掲げる調査の回数が液化石油ガスの最初の引渡し時及び毎月（容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。）1回以上であるもの以外の事項について行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者及び消費設備の所有者等に通知することとする。

③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、前号の通知の日から1月を経過し、かつ、6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認することとする。

④ 定期消費設備調査は、保安業務資格者が行うこととする。

⑤ 消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者等から承諾を得られない場合は、調査伝票等にその旨の記録をし、委託者と協議の上、その後の措置を決定することとする。

(5) 周知

① 周知は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

② 周知の書面は、保安業務資格者が委託者と協議の上作成し、又は委託者から指定のあった書面を使用することとする。

③ 周知は、規則第27条の周知の内容を規則第38条の方法で行うこととし、原則として一般消費者等に書面をもって直接手交及び説明することにより行うこととする。

ただし、不在その他の理由により直接手交及び説明ができない場合にあっては、委託者と協議の上その後の措置を決定することとする。

- ④ 周知は、保安業務資格者又はその監督の下に液化石油ガスに関する基礎的知識及び実務経験等を有する者が行うこととする。

(6) 緊急時対応

- ① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を速やかに連絡するとともに、以下の措置を行うこととする。

イ. 電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えること。

ロ. 出動の際には、必要な機材を携行し、可及的速やかに現場に到着し適確な措置（点検、調査、何らかの措置が必要な場合の委託者への連絡、安全が確認できた場合の復帰作業等）を講ずること。

- ② 出動は、保安業務資格者又はその監督の下に前号ロの措置を適確に行う能力を有する者が行うこととする。

(7) 緊急時連絡

- ① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を速やかに連絡するとともに、電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えることとする。

なお、状況に応じて集中監視センターからのガスメータの遮断を行うこととする。

- ② 緊急時連絡は、保安業務資格者又はその監督の下に前号の措置を適確に行う能力を有する者が行うこととする。

（連絡の方法）

第4条 規則第39条第2項第6号に規定する保安業務の結果を委託者に連絡する方法は、次のとおりとする。

(1) 供給開始時点検・調査

点検・調査の終了後〇〇日以内に、次の事項について委託者に書面をもって連絡することとする。ただし、災害の発生の防止のため緊急を要すると認められる場合には、速やかに応急の措置を講ずるとともに、その点検・調査結果及び当該措置内容を委託者に電話等により連絡することとする。

- ① 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- ② 供給開始時点検・調査を行った者の氏名
- ③ 供給開始時点検・調査を行った年月日
- ④ 供給開始時点検・調査の結果
- ⑤ 調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合の適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者等に通知した書面の写し及び再調査予定実施時期

(2) 容器交換時等供給設備点検

容器交換時等供給設備点検の終了後〇〇日以内に、次の事項について委託者に書面をもって連絡することとする。ただし、災害の発生の防止のため緊急を要すると認められる場合には、速やかに応急の措置を講ずるとともに、その点検・調査結果及び当該措置内容を委託者に電話等により連絡することとする。

- ① 容器交換時等供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- ② 容器交換時等供給設備点検を行った者の氏名
- ③ 容器交換時等供給設備点検を行った年月日
- ④ 容器交換時等供給設備点検の結果
- ⑤ 規則第37条第1号表口(1)に掲げる事項の調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合の適合するようするための必要な措置、当該消費設備の所有者等に通知した書面の写し

(3) 定期供給設備点検

点検の終了後〇〇日以内に次の事項について委託者に書面をもって連絡することとする。ただし、災害の発生の防止のため緊急を要すると認められる場合には、速やかに応急の措置を講ずるとともに、その点検結果及び当該措置内容を委託者に電話等により連絡することとする。

- ① 定期供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- ② 定期供給設備点検を行った者の氏名
- ③ 定期供給設備点検を行った年月日
- ④ 定期供給設備点検の結果
- ⑤ 点検の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合の基準に適合するようするための必要な措置

(4) 定期消費設備調査

調査の終了後〇〇日以内に次の事項について委託者に書面をもって連絡することとする。ただし、災害の発生の防止のため緊急を要すると認められる場合には、速やかに応急の措置を講ずるとともに、その調査結果及び当該措置内容を委託者に電話等により連絡することとする。

- ① 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- ② 定期消費設備調査を行った者の氏名
- ③ 定期消費設備調査を行った年月日
- ④ 定期消費設備調査の結果
- ⑤ 調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合の基準に適合するようするための必要な措置、当該消費設備の所有者等に対し通知した書面の写し及び再調査実施予定時期

(5) 周知

周知の終了後〇〇日以内に次の事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

- ① 周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- ② 周知を行った者の氏名
- ③ 周知を行った年月日
- ④ 周知の方法及び結果等

(6) 緊急時対応

- ① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を電話等により速やかに連絡するとともに、必要に応じ消防機関等へも連絡することとする。

なお、災害が発生した場合には、(社)山口県LPガス協会及び山口県総務部消防防災課に速やかに連絡することとする。

- ② 一般消費者等の供給設備を点検し、又は消費設備を調査した結果、委託者又は消防機関等による措置が必要であると判断された場合には、当該委託者又は消防機関等に速やかに連絡することとする。
- ③ 一般消費者等の供給設備又は消費設備に所要の措置を行うこと等により災害の発生に至らなかった場合にあっては、その結果を委託者に速やかに連絡することとする。
- ④ 毎月、緊急時対応業務の実施状況について委託者に書面をもって報告することとする。

(7) 緊急時連絡

- ① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を電話等により速やかに連絡するとともに、必要に応じ消防機関等へも連絡することとする。
なお、災害が発生した場合には、(社)山口県LPガス協会及び山口県総務部消防防災課に速やかに連絡することとする。
- ② 毎月、緊急時連絡業務の実施状況について委託者に書面をもって報告することとする。

(保安業務資格者等の身分証明書)

第5条 保安業務資格者及び調査員は、保安業務に従事しているときは身分証明書を携帯し、関係者からの求めに応じ、これを提示することとする。

(帳簿)

- 第6条 保安業務の委託者ごとに規則第131条第2項の規定による帳簿を備えることとする。
- 2 前項の帳簿は、記載の日から2年間保存することとする。ただし、保安業務の点検又は調査の回数が2年に1回以上の項目にあっては、直前に実施した結果を保存することとする。
 - 3 第1項の帳簿は、委託者等の求めに応じ、閲覧に供することとする。

(報告)

- 第7条 規則第132条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を毎事業年度経過後3月以内に法第29条第1項の認定をした山口県知事に報告することとする。
- (1) 当該事業年度における法第27条第1項の保安業務の実施状況
 - (2) 当該事業年度末における保安業務資格者の数
 - (3) 当該事業年度末における保安業務に係る一般消費者等の数
 - (4) 当該事業年度中の役員又は規則第33条各号に掲げる構成員の構成の変更（保安機関が法人の場合）

(保安教育)

第8条 保安業務の水準の維持、向上のため、保安業務資格者その他保安業務に従事する者に対し研修等を行うこととする。

(労務規程)

第9条 職員の就業時間、休日等労働条件に関する事項は別に定める。

(実施細則)

第10条 この保安業務規程の実施に際し、次の要領を定めることとし、その他の要領については必要に応じて別に定める。

- (1) 保安業務の事務処理要領
- (2) 保安業務区分ごとの実施要領
- (3) 保安業務用機器の管理要領

附 則

この保安業務規程は、平成 年 月 日（法第35条第1項の認可を受けた日）から実施する。

保安業務規程(例)

(委託を受けない保安機関用)

(目的)

第1条 この保安業務規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第35条の規定に基づき定めるものであり、法第27条第1項に規定する保安業務の適確かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(事業所の所在地等)

第2条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第39条第2項第1号から第4号までに規定する事項は、別表（保安業務計画書）のとおりとする。

(保安業務の実施の方法)

第3条 規則第39条第2項第5号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法は、次のとおりとする。

(1) 供給開始時点検・調査

- ① 供給開始時点検・調査は、一般消費者等からの申出により指定された日時及び場所において行うこととする。
- ② 供給開始時点検・調査は、規則第36条第1項第1号の点検及び第37条第1号の調査を供給開始時又は液化石油ガスの最初の引渡し時のみにおいて行い（バルク供給に係るものを除く。）、供給設備が技術上の基準に適合していないと認められる場合には、基準に適合するように速やかに改善を行い、消費設備が技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を別途定める様式により書面をもって消費設備の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）に通知することとする。
- ③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、前号の通知の日から1月を経過し、かつ、6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認することとする。
- ④ 供給開始時点検・調査は、保安業務資格者が行うこととする。

(2) 容器交換時等供給設備点検

- ① 容器交換時等供給設備点検は、供給設備又は消費設備の充てん容器等の交換時に行うこととする。
- ② 容器交換時等供給設備点検は、規則第36条第1項第1号の表中下欄に掲げる点検の回数が充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）及び規則第37条第1号の表中下欄に掲げる調査の回数が毎月（容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。）1回以上である事項について行い、供給設備が技術上の基準に適合していないと認められる場合には、基準に適合するように速やかに改善を行い、消費設備が技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を別途定める様式により書面をもって消費設備の所有者等に通知することとする。

- ③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、前号の通知の日から6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認することとする。
- ④ 容器交換時等供給設備点検は、保安業務資格者又は調査員が行うこととする。

(3) 定期供給設備点検

- ① 定期供給設備点検は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。
- ② 定期供給設備点検は、規則第36条第1項第1号の表中下欄に掲げる点検の回数が供給開始時及び充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）であるもの以外の事項について行い、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、基準に適合するように速やかに改善することとする。
- ③ 定期供給設備点検は、保安業務資格者が行うこととする。
- ④ 供給設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者から承諾を得られない場合は、点検伝票等にその旨の記録をし、保安業務実施責任者等と協議の上、その後の措置を決定することとする。

(4) 定期消費設備調査

- ① 定期消費設備調査は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。
- ② 定期消費設備調査は、規則第37条第1号の表中下欄に掲げる調査の回数が液化石油ガスの最初の引渡し時及び毎月（容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。）1回以上であるもの以外の事項について行い、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を別途定める様式により書面をもって消費設備の所有者等に通知することとする。
- ③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、前号の通知の日から1月を経過し、かつ、6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認することとする。
- ④ 定期消費設備調査は、保安業務資格者が行うこととする。
- ⑤ 消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者等から承諾を得られない場合は、調査伝票等にその旨の記録をし、保安業務実施責任者等と協議の上、その後の措置を決定することとする。

(5) 周知

- ① 周知は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。
- ② 周知の書面は、保安業務資格者が保安業務実施責任者等と協議の上作成し、又は関係保安団体等が作成したものを使用することとする。
- ③ 周知は、規則第27条の周知の内容を規則第38条の方法で行うこととし、原則として一般消費者等に書面をもって直接手交及び説明することにより行うこととする。
ただし、不在その他の理由により直接手交及び説明ができない場合にあっては、保安業務実施責任者等と協議の上、その後の措置を決定することとする。
- ④ 周知は、保安業務資格者又はその監督の下に液化石油ガスに関する基礎的知識及び実務経験等を有する者が行うこととする。

(6) 緊急時対応

- ① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、以下の措置を行うこととする。
 - イ 電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えること。
 - ロ 出動の際には、必要な機材を携行し、可及的速やかに現場に到着し適確な措置（点検、調査、必要な措置、安全が確認できた場合の復帰作業等）を講ずること。
- ② 出動は、保安業務資格者又はその監督の下に前号ロの措置を適確に行う能力を有する者が行うこととする。
- ③ 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、必要に応じ消防機関等へも連絡することとする。なお、災害が発生した場合には、（社）山口県LPガス協会及び山口県総務部消防防災課に速やかに連絡することとする。
- ④ 一般消費者等の供給設備を点検し、又は消費設備を調査した結果、消防機関等による措置が必要であると判断された場合には、消防機関等に速やかに連絡することとする。

（保安業務資格者等の身分証明書）

第4条 保安業務資格者及び調査員は、保安業務に従事しているときは身分証明書を携帯し、関係者からの求めに応じ、これを提示することとする。

（帳簿）

第5条 規則第131条第2項の規定による帳簿を備えることとする。

- 2 前項の帳簿は、記載の日から2年間保存することとする。ただし、保安業務の点検又は調査の回数が2年に1回以上の項目にあっては、直前に実施した結果を保存することとする。

（報告）

第6条 規則第132条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を毎事業年度経過後3月以内に法第29条第1項の認定をした山口県知事に報告することとする。

- (1) 当該事業年度における法第27条第1項の保安業務の実施状況
- (2) 当該事業年度末における保安業務資格者の数
- (3) 当法事業年度末における保安業務に係る一般消費者等の数
- (4) 当該事業年度中の役員又は規則第33条各号に掲げる構成員の横成の変更（保安機関が法人の場合）

（保安教育）

第7条 保安業務の水準の維持、向上のため、保安業務資格者その他保安業務に従事する者に対し研修等を行うこととする。

（労務規程）

第8条 職員の就業時間、休日等労働条件に関する事項は別に定める。

(実施細則)

第9条 この保安業務規程の実施に際し、次の要領を定めることとし、その他の要領については必要に応じて別に定める。

- (1) 保安業務の事務処理要領
- (2) 保安業務区分ごとの実施要領
- (3) 保安業務用機器の管理要領

附 則

この保安業務規程は、平成 年 月 日（法第35条第1項の認可を受けた日）から実施する。

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 認 可 番 号	

保安業務規程変更認可申請書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ ⑩

住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 5 条第 1 項後段の規定により保安業務規程の変更の認可を受けたいので申請します。

1 変更の内容

(旧) ⇒ (新)

2 変更の理由

- (備考) 1 変更の内容を新旧対照の形で示し、変更後の保安業務規程を添付すること。
2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

認定行政庁変更届書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ (印)

住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 4 において
準用する同法第 6 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 従前の法第 29 条第 1 項の認定の年月日及び認定番号

旧認定年月日 _____ 年 月 日

旧認定番号 _____

2 新たな法第 29 条第 1 項の認定をした者、認定の年月日及び認定番号

新認定者 _____

新認定年月日 _____ 年 月 日

新認定番号 _____

3 認定行政庁の変更の理由

（備考）×印の項は記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

保 安 機 関 変 更 届 書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____
 代表者の氏名 _____ 印
 住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 4 において
 準用する同法第 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
☐ 氏名又は名称		
☐ 住 所		
☐ 代表者の氏名		
☐ 事業所の所在地		

2 変更の年月日 年 月 日

3 変更の理由 _____

- (備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
 2 該当する変更事項全てに☑点を付すこと。
 3 事業者の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の変更の場合は、登記簿抄本等の変更の内容を証明する書類を添付するとともに、代表者の変更の場合は、さらに欠格条項非該当誓約書を提出すること。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

保安機関承継届書(甲)

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称

代表者の氏名 ⑩

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 4 において準用する同法第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因		
被承継者に 関する事項	氏 名 又 は 名 称	
	代表者の氏名 (法人の場合)	
	住 所	
	認 定 の 年 月 日	年 月 日
	認 定 番 号	
	事 業 所 の 名 称	
	事 業 所 の 所 在 地	
承継者に 関する事項	認 定 の 年 月 日	年 月 日
	認 定 番 号	

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

2 相続の場合は、様式第 24 (相続人が 2 人以上の場合は様式第 23) の書面及び戸籍謄本を、合併の場合は法人の登記簿謄本又は合併契約書の写しを添付すること。また、販売事業の全面譲渡の場合は、営業譲渡契約証書の写し又は法人の登記簿謄本等の譲渡の事実を証する書面を添付すること。

様式第 22（第 42 条関係）

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

保 安 機 関 承 継 届 書（乙）

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ 印

住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 4 において準用する
同法第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	
被承継者の認定年月日及び認定番号	
承継者の認定年月日及び認定番号	

（備考） 1 ×印の項は記載しないこと。

- 2 相続の場合は、様式第 24（相続人が 2 人以上の場合は様式第 23）の書面及び戸籍謄本を、合併の
場合は法人の登記簿謄本又は合併契約書の写しを添付すること。

様式第 2 2 の 2 (第 42 条関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

保安機関事業譲渡証明書

年 月 日

山口県知事 様

譲り渡した者 氏名又は名称 _____
代表者の氏名 _____ (印)
住 所 _____

譲り受けた者 氏名又は名称 _____
代表者の氏名 _____ (印)
住 所 _____

次のとおり保安機関の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

- 1 認定の年月日
- 2 認定番号
- 3 譲渡しの年月日

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 事業の全部の譲渡しがあったことを証する書面を添付すること。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

保安機関相続同意証明書

年 月 日

山口県知事 様

証明者 氏 名 _____ (印)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

次のとおり保安機関について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

2 認定年月日

_____ 年 月 日

3 認定番号

4 保安機関の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

5 相続開始年月日

_____ 年 月 日

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

2 液化石油ガス販売事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

保安機関相続証明書

年 月 日

山口県知事 様

証明者 氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ (印)

住 所 _____

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ (印)

住 所 _____

次のとおり保安機関について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

2 認定年月日

_____ 年 月 日

3 認定番号

4 保安機関の地位を承継した者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

5 相続開始年月日

_____ 年 月 日

(備考) 1 証明者は、2人以上とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 24 の 2 (第 42 条関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

保安機関事業承継証明書

年 月 日

山口県知事 様

被承継者 氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ (印)

住 所 _____

承 継 者 氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ (印)

住 所 _____

次のとおり分割によって保安機関の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1 認定の年月日

2 認 定 番 号

3 譲渡しの年月日

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

2 事業の全部の承継があったことを証する書面及びその法人の登記簿謄本を添付すること。

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

保 安 業 務 廃 止 届 書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ 印

住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 5 条の 4 において
準用する同法第 2 3 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 認定の年月日及び認定番号

認定年月日 _____ 年 月 日

認 定 番 号 3 5 A

2 保安業務を廃止した年月日

_____ 年 月 日

3 保安業務を廃止した理由

Ⅲ 認定液化石油ガス販売事業関係 目次

- | | | |
|---|--------------------|---------|
| 1 | 液化石油ガス販売事業者認定申請書 | (様式第26) |
| 2 | 認定液化石油ガス販売事業者状況報告書 | (様式第27) |

様式第 26(第 47 条関係)

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 認 定 番 号	

液化石油ガス販売事業者認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ (印)

住 所 _____

(Tel. — —)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 6 第 1 項の規定により認定を受けたいので申請します。

1 一般消費者等の数及び認定対象消費者の数

一般消費者等数 _____

認定対象消費者数 _____

2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 45 条第 3 号に定める保安確保機器を設置している者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 _____

住 所 _____

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

2 施行規則第 46 条に規定する保安確保機器の設置及び管理の方法（平成 15 年度末までの各年度末における保安確保機器の設置計画、保安確保機器の種類、特定保安情報の内容及び期限管理の方法等を含む。）について記した書面及び保安確保機器設置先リスト等を添付すること。

3 運営管理規程を添付すること。

4 手数料として販売契約を締結している一般消費者等の数に応じた額（千戸未満：55,000 円、千戸以上 1 万戸未満：80,000 円、1 万戸以上：110,000 円）に相当した山口県収入証紙を貼付すること。

様式第 27 (第 48 条関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

認定液化石油ガス販売事業者状況報告書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ (印)

住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 7 の規定により、次のとおり報告します。

販売所の名称	一般消費者等の数	認定対象消費者の数
計		

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

2 一般消費者等の数及び認定対象消費者の数は各事業年度末における数を記入すること。

Ⅳ 貯蔵施設等の許可等の関係 目次

- | | | |
|-----|-------------------|---------|
| 1 | 貯蔵施設等設置の許可に必要な書類 | |
| (1) | 貯蔵施設等設置許可申請書 | (様式第28) |
| (2) | 特定供給設備の位置及び構造等明細書 | (別紙－1) |
| (3) | 販売施設の位置及び構造等明細書 | (別紙－2) |
| 2 | 貯蔵施設等変更許可申請書 | (様式第29) |
| 3 | 貯蔵施設等軽微変更届書 | (様式第30) |
| 4 | 貯蔵施設等完成検査申請書 | (様式第31) |
| 5 | 貯蔵施設等完成検査受検届書 | (様式第33) |
| 6 | 貯蔵施設等完成検査結果報告書 | (様式第34) |

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

貯蔵施設等設置許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ 印

住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 6 条第 1 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 貯蔵施設又は特定供給設備を設置しようとする販売所の名称及び所在地

販売所の名称 _____

販売所の所在地 _____

2 設置しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

貯蔵施設又は特定供給設備の別： _____

施設（設備）の所在地： _____

- (備考)
- 1 ×印の項は記載しないこと。
 - 2 施設（設備）の位置・構造明細書及び付近の状況を示す図面を添付すること。
 - 3 施設（設備）の所在地を管轄する消防長（消防署長）の意見書を添付すること。

特定供給設備の位置及び構造等明細書

別紙－1

供 給 先 の 名 称			☎	
供 給 先 の 業 態 等		集合住宅（ 戸）・その他（ ）用）		
特定供給設備の所在地				
貯 蔵 設 備 の 規 模		床面積： m ² ・ 貯蔵能力： kg		
位置 の 基 準	貯蔵設備からの 保 安 距 離	最も近い第1種保安物件（ ）・距離（ m）		
		最も近い第2種保安物件（住宅等）までの距離（ m）		
	貯蔵設備と火気取扱施設間距離	火気取扱施設（ ）・距離（ m）		
構 造 の 基 準	障壁構造とする場合		（例） 1 5 cm × 2 0 cm × 4 0 cmのコンクリートブロックを使用し、空洞部にコンクリートモルタルを充てんする。 直径 9 mmの鉄筋を縦横40cm間隔に配筋し、隅部は確実に結束する。障壁の高さは1. 8mとする。（別図参照）	
	上記以外の構造の場合		（内容）	
	扉	保安距離がある場合		
		保安距離がない場合	厚さ3.2mmの鋼板に 3 cm × 3 cmの等辺山形鋼を縦横40cm以内に溶接したものを別図に示すように内側引き戸で取り付ける。	
	屋 根	屋 根 組	軽量形鋼を使用し、障壁に固定する。	
		屋 根 材 料	石綿スレート、波形亜鉛鉄板、	
	換 気 孔		通風可能面積： cm × cm × 箇所＝ cm ²	
設 備 の 基 準	電 気 機 器		使用しない・使用する（種類と防爆性能： ）	
	自 動 切 替 調 整 器		型式： ・能力 /h	
	減 圧 方 式		1 段減圧 ・ 2 段減圧	
	気 化 装 置	メーカー： 型式： 能力： /h		
		加熱方式：電熱・温水・スチーム・その他（ ）		
	供 給 管 材 料		配管（高圧部： 中圧部： 低圧部： ） バルブ：	
	防 し ょ く 措 置		下塗り： 上塗り： その他：	
	消 火 器		A B C粉末消火器（1 5 型・2 0 型 本）	
警 戒 標		L P ガス貯蔵施設・燃・火気厳禁・立入禁止		

（注） 特定供給設備の位置図、付近の状況図、構造図等を添付すること。

貯蔵施設の位置及び構造明細書

別紙-2

販 売 所 の 名 称			☎	
販 売 所 の 所 在 地				
貯 蔵 施 設 の 所 在 地				
位 置 の 基 準	店舗と貯蔵施設間距離	同一敷地内 ・ 店舗から () m ・ k m		
	貯蔵施設の保安距離	最も近い第1種保安物件 () までの距離 (m)		
		最も近い第2種保安物件 (住宅等) までの距離 (m)		
	貯蔵施設と火気間距離	最も近い火気 () までの距離 (m)		
構 造 の 基 準	貯 蔵 施 設 の 規 模	床面積： m ² ・ 最大貯蔵量： kg		
	換 気 孔	通風可能面積： cm × cm × 箇所＝ cm ²		
	障壁構造とする場合	(例) 15 cm × 20 cm × 40 cmのコンクリートブロックを使用し、 空洞部にコンクリートモルタルを充てんする。 直径9 mmの鉄筋を縦横40 cm間隔に配筋し、隅部は確 実に結束する。障壁の高さは1.8 mとする。(別図参照)		
	上記以外の構造の場合	(内容)		
	扉	保安距離がある場合		
		保安距離がない場合	厚さ3.2 mmの鋼板に3 cm × 3 cmの等辺山形鋼を縦横40 cm以 内に溶接したものを別図に示すように内側引き戸で取り付ける。	
	屋 根	屋 根 組	軽量形鋼を使用し、障壁に固定する。	
		屋 根 材 料	石綿スレート、波形亜鉛鉄板	
	電 気 機 器	使用しない・使用する (種類と防爆性能：)		
	消 火 器	A B C粉末消火器 (15型・20型 本)		
	警 戒 標	L Pガス貯蔵施設・燃・火気厳禁・立入禁止		

(注) 貯蔵施設の位置図、付近の状況図、構造図等を添付すること。

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

貯蔵施設等変更許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ (印)

住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 貯蔵施設又は特定供給設備を変更しようとする販売所の名称及び所在地

販売所の名称 : _____

販売所の所在地 : _____

2 変更しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所存地

貯蔵施設又は特定供給設備の別 : _____

施設 (設備) の所在地 : _____

3 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の内容

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

2 施設 (設備) の位置・構造明細書及び付近の状況を示す図面を添付すること。

3 施設 (設備) の所在地を管轄する消防長 (消防署長) の意見書を添付すること。

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

貯 蔵 施 設 等 変 更 届 書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ ⑩

住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

(1) 貯蔵施設

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
☐ 貯蔵施設の撤去		
☐ 消火設備の変更		
☐ 換気孔の増設		

(2) 特定供給設備

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
☐ 消火設備の変更		
☐ 換気孔の増設		
☐ 供給設備の廃止		

2 変更の年月日 _____ 年 月 日

3 変更の理由

(備考) ×印の項は記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 検 査 番 号	

貯蔵施設等完成検査申請書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ (印)

住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 3 第 1 項本文
の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 検査を受けようとする貯蔵施設又は特定供給設備の許可の年月日及び許可番号

貯蔵施設又は特定供給設備の別： _____

施設（設備）の許可年月日： _____

施設（設備）の許可番号： _____

- 2 検査を受けようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

(備考) ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

貯蔵施設等完成検査受検届書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ (印)

住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 3 第 1 項
ただし書きの規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 検査を受けた貯蔵施設または特定供給設備の許可の年月日及び許可番号

貯蔵施設又は特定供給設備の別: _____

施設 (設備) の許可年月日: _____

施設 (設備) の許可番号: _____

- 2 検査を受けた貯蔵施設または特定供給設備の所在地

施設 (設備) の所在地 _____

- 3 検査実施者の名称及び検査年月日

検査者の名称 _____

検査年月日 _____

- 4 貯蔵施設等完成検査証の検査番号

検査番号 _____

(備考) ×印の項は記載しないこと。

様式第 34 (第 61 条関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

貯蔵施設等完成検査結果報告書

年 月 日

山口県知事 様

高圧ガス保安協会又は

指定完成検査機関名 ㊞

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 3 第 2 項の
規定により報告します。

- (備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 報告に係る貯蔵施設等完成検査証の写しを添付すること。

V 充電設備許可等の関係 目次

- | | |
|-----------------|---------|
| 1 充電設備許可申請書 | (様式第35) |
| 2 充電設備変更許可申請書 | (様式第36) |
| 3 充電設備変更届書 | (様式第37) |
| 4 充電設備完成検査申請書 | (様式第38) |
| 5 充電設備完成検査受検届書 | (様式第40) |
| 6 充電設備完成検査結果報告書 | (様式第41) |
| 7 充電設備保安検査申請書 | (様式第44) |
| 8 充電設備保安検査受検届書 | (様式第46) |
| 9 充電設備保安検査結果報告書 | (様式第47) |

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

充てん設備許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ ⑩

住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 1 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 _____

2 充てん設備の貯蔵設備の記号及び番号並びに貯蔵能力

記号番号 _____

貯蔵能力 _____

（備考） 1 ×印の項は記載しないこと。

2 充てん設備の図面、技術上の基準適合状況を記した書類、車庫の構造図、事業所内の他の施設との位置関係図、保安物件からの距離図、道順図等を添付すること。

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

充てん設備変更許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ ⑩

住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 3 項で準用する同法第 37 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 変更しようとする充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 _____

2 充てん設備の変更の内容

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

2 変更の内容を示す図書及び技術上の基準適合状況を記した書面を添付すること。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

充てん設備変更届書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ 印

住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 3 項
で準用する同法第 37 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

- ☐ 充てん設備の撤去
- ☐ 液化石油ガスの通る部分の取替え (同型式のものに限る。)
- ☐ 液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え
- ☐ 充てん設備の廃止

2 変更の年月日

3 変更の理由

(備考) ×印の項は記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 検 査 番 号	

充てん設備完成検査申請書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ 印

住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 4 項で準用する同法第 37 条の 3 第 1 項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 検査を受けようとする充てん設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 : _____

許可番号 : _____

- 2 検査を受けようとする充てん設備の使用の本拠地の名称及び所在地

名 称 : _____

所在地 : _____

(備考) ×印の項は記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

充てん設備完成検査受検届書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ 印

住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 4 項で
準用する同法第 37 条の 3 第 1 項ただし書きの規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 _____

許可番号 _____

- 2 検査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 _____

- 3 検査実施者の名称及び検査年月日

名 称 _____

検査年月日 _____

- 4 充てん設備完成検査証の検査番号

（備考） ×印の項は記載しないこと。

様式第 41（第 70 条関係）

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

充てん設備完成検査結果報告書

年 月 日

山口県知事 様

高圧ガス保安協会又は

指定完成検査機関名 ㊞

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 4 項で
準用する同法第 37 条の 3 第 2 項の規定により報告します。

- （備考） 1 ×印の項は記載しないこと。
2 報告に係る充てん設備完成検査証の写しを添付すること。

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 検 査 番 号	

充てん設備保安検査申請書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ 印

法 人 番 号 _____

住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 6 第 1 項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

名 称： _____

所在地： _____

2 充てん設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日： _____

許 可 番 号： _____

3 前回の保安検査の検査年月日（保安検査を受けたことのない充てん設備にあっては、完成検査の検査年月日）及び充てん設備保安検査証の検査番号

前回の検査年月日： _____

前回の検査番号： _____

（備考） ×印の項は記載しないこと。

前回の保安検査年月日は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 81 条第 2 項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

充てん設備保安検査受検届書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____
代表者の氏名 _____ ㊟
法人番号 _____
住 所 _____

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 6 第 1 項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

1 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 : _____

許可番号 : _____

2 検査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 _____

3 検査実施者の名称及び保安検査の検査年月日

名 称 _____

検査年月日 _____

4 充てん設備保安検査証の検査番号

(備考) ×印の項は記載しないこと。

保安検査の検査年月日は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 81 条第 2 項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

様式第 47 (第 83 条関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

充てん設備保安検査結果報告書

年 月 日

山口県知事

様

高圧ガス保安協会又は

指定完成検査機関名 (印)

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 6 第 3 項の
規定により報告します。

- (備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 報告に係る充てん設備保安検査証の写しを添付すること。

Ⅵ 液化石油ガス設備工事関係 目次

- 1 液化石油ガス設備工事の届出に必要な書類
 - (1) 液化石油ガス設備工事届書 (様式第48)
 - (2) 液化石油ガス設備工事明細書

- 2 特定液化石油ガス設備工事事業の届書に必要な書類
 - (1) 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書 (様式第56)
 - (2) 記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法 (別 添)
 - (3) 液化石油ガス設備工事台帳
 - (4) 液化石油ガス設備士名簿

- 3 特定液化石油ガス設備工事事業変更届書 (様式第57)

- 4 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書 (様式第58)

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

液化石油ガス設備工事届書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ 印 _____

住 所 _____

(TEL. — —)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

工事に係る供給設備又は消費設備の所在地	
当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称	
当該設備の使用目的	規則第86条第____号の施設・建築物 ☐ 共同住宅 ☐ 厨房 ☐ 給湯 ☐ 空調 ☐ その他 ()
貯蔵設備の貯蔵能力	☐ 容器 ☐ バルク貯槽 ☐ バルク容器 ☐ 貯槽 () kg × () 本・基 = 合計 _____ kg
工事の内容	☐ 新設 ☐ 変更 ☐ 貯蔵量の増加、 ☐ 供給管の延長 ☐ 貯蔵設備の位置の変更

- (備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 工事をした者が3部作成し、1部を行政庁に提出するとともに、LPガス供給業者用及び自らが各1部を控えとして保管すること。
3 容器又はバルク容器による貯蔵能力が3トン以上(貯槽又はバルク貯槽の場合は1トン以上)のものは特定供給設備となるので、別途許可申請手続きを行うこと。
4 該当する項目に☑点を付すこと。
5 添付書類として液化石油ガス設備工事明細書(共通事項)と該当する(個別事項)を添付すること。

液化石油ガス設備工事明細書(共通事項)

(共通その1)

設備工事事業者	当該設備工事を行った事業所の名称等	名 称 :		連絡先 :		
		所在地 :		担 当 :		
	特定液化石油ガス設備工事業開始届の受理番号		年 月 日付け [工業・消防防災・] 第 ー 号			
	当該設備工事に従事した液化石油ガス設備士	氏 名		免状番号	県第	号
		氏 名		免状番号	県第	号
氏 名			免状番号	県第	号	

施設の所有者の住所及び氏名	住 所	
	氏 名	
LPガスを供給する販売事業者(販売所)の名称等	名 称	
	所在地	
充てん事業者の名称等 (バルク供給の場合のみ)	名 称	
	所在地	

設備工事完了年月日		年 月 日	施工後表示の有無	☐ 有 ☐ 不要
気密試験実施年月日		年 月 日	施工後表示年月日	年 月 日
気密試験結果	区分	試験基準*	実際の試験圧力・保持時間	判 定
	高圧部	1.56MPa 以上、5 分・10 分・24 分以上	MPa・ 分	☐ 良 ☐ 否
	中圧部	0.15MPa 以上、5 分・10 分・24 分以上	MPa・ 分	☐ 良 ☐ 否
	低圧部	8.4kPa 以上、5 分・10 分・24 分以上	kPa・ 分	☐ 良 ☐ 否

*1)圧力保持時間：供給管等の内容積で区分 ■ 10 ℓ 以下→5 分以上 ■ 10 ℓ 超～50 ℓ 以下→10 分以上 ■ 50 ℓ 超→24 分以上

調整器	容量：1 段 ____kg/h × ____個, 2 段 ____kg/h × ____個	メーカー・型式	
気化装置	有・無	ガス発生能力： kW	メーカー・型式
メーター	容量： m³/h・ 個	メーカー・型式	
最大ガス消費量	kW (換算は 1 kg/h → 14kW)		

(共通その2)

安全装置	☐ マイコンメータ (S・H・SB・その他 ()) ☐ 流量検知式切替型漏えい検知装置 ☐ 流量検知式圧力監視型漏えい検知装置 ☐ 圧力検知式漏えい検知装置 ☐ ガス漏れ警報器連動ガス遮断装置 ☐ 対震自動ガス遮断装置 ☐ その他 ()	
供給設備に係る集中監視システム	☐ 有 ☐ 無	
ドレン溜り	☐ 自然気化方式: 長さ cm ☐ 気化装置: 容量 ℓ	
複数消費設備	メーターガス栓の設置: ☐ 有 ☐ 無	
消費設備に係るガス漏れ警報器	☐ 有 (個数) ☐ 不要	
地下室等の供給管	地下室等の有無: ☐ 有 (☐ 緊急遮断装置 ☐ 供給停止用バルブ) ☐ 無	

供給管・配管等	材質 (JIS 記号)
高圧部	☐ STPG-JISG3454 ☐ 銅及び銅合金 JISH3300 ☐ 高圧ホース ☐ 金属フレキシブルホース JIS G4305 ☐ その他 ()
中低圧部	☐ プラスチック被覆鋼管 ☐ 配管用フレキ管 ☐ ポリエチレン管 ☐ 銅及び銅合金 JISH3300 ☐ 白管・黒管 SGP-JIS3452 ☐ 低圧ホース ☐ 金属フレキシブルホース JISG4305 ☐ その他 ()

継手類	継手の方法
高圧部	☐ 溶接接合 ☐ フランジ接合 ☐ ねじ接合 ☐ その他 ()
中低圧部	☐ ねじ接合 ☐ ユニオン接合 ☐ フランジ接合 ☐ 溶接接合 ☐ メカニカル接合 ☐ ソケット接合 ☐ トランジション接合 ☐ 融着接合 ☐ その他 ()

バルブ・ガス栓	材質 (JIS 記号)	性能
バルブ	☐ 鋳鋼品 (SCPH-JISG5151,5152) ☐ 鍛造用黄銅 (C3771-JISH3250) ☐ ダクタイル鉄鋳造品・マレアル鉄鋳造品 (JISB8270) ☐ アルミニウム合金 (JISH5202) ☐ その他 ()	☐ 大臣認定品 ☐ KHK試験合格品 ☐ その他
ガス栓	☐ 中間ガス栓 ☐ 末端ガス栓	☐ PS-LPGマーク ☐ その他

供給管・配管・バルブ等	腐食防止の措置 (該当する全てに ☒)
地下埋設管 ☐ 有 ☐ 無	☐ さび止め ☐ 上塗り ☐ PE (ポリエチレン) 管 ☐ プラスチック被覆鋼管 ☐ さや管付配管用フレキ管 ☐ 防食テープ ☐ 絶縁継手 ☐ その他 ()
地上に設置した管	☐ さび止め ☐ 上塗り ☐ プラスチック被覆鋼管 ☐ 防食テープ ☐ 絶縁継手 ☐ その他 ()
バルブ及び継手類	☐ さび止め ☐ 上塗り ☐ 防食テープ ☐ プラスチック被覆継手 ☐ 絶縁継手

注1) 「地下室等」とは、規則第18条第21号に定めるものをいう。

注2) 「管」とは、供給管、集合管及び配管をいう。

注3) 地下埋設管には、床下地下及び地表面に開口部のない溝内設置を含む。

液化石油ガス設備工事明細書（個別事項）

（容器：貯蔵能力500kg超～3,000kg未満）

項 目		確 認 事 項	確 認		備 考 添付書類
			良	否	
容 器 設 置 場 所 の 状 況	構造等	☐ 壁（ ☐ ブロック ☐ 鉄筋コンクリート ☐ 鋼製 ☐ その他（ ）） ☐ 床面（ ☐ ブロック ☐ コンクリート ☐ その他（ ））	良	否	構造図
	屋 根	☐ スレート ☐ 薄鉄板等 ☐ その他（ ）	良	否	
	換気口	☐ 換気口面積（ ） cm^2 $\geq$ 床面積（ ） $\text{m}^2 \times 300 \text{ cm}^2 / \text{m}^2$ ☐ その他（ ）	良	否	平面図
	火気との距離	☐ 火気（ ）まで（ ）m	良	否	
	転倒防止	☐ チェーン ☐ その他（ ）	良	否	
	警戒標	☐ LPGガス貯蔵設備 ☐ 燃口火気厳禁 （ ☐ 立入禁止 ☐ 緊急時連絡先）	良	否	
	消火設備	☐ 粉末消火器（A-4・B-10以上× 本）	良	否	
況	保安距離 （1：以上3：未満）	☐ 第1種保安物件： 実際距離（ ）m 保安物件の名称（ ） ☐ 第2種保安物件： 実際距離（ ）m 保安物件の名称（ ） 障壁構造 ☐ 必要 ☐ 不必要	良	否	構造図

- （備考） 1 該当する項目に☑を付すこと。
 2 確認の欄は基準の適合状況を確認して良・否を判定し該当箇所を○で囲むこと。
 3 備考欄に記入されている添付書類を別途添付すること。
 4 付近の状況図及び敷地内配置図等を添付すること。
 5 配管図（容器から使用末端ガス栓までの設置状況を示したもので、埋設管と地上管の区別をすること。）を添付すること。
 6 気密試験（高圧部に係るものを除く。）は、自記圧力計を使用して行い、そのチャート紙の写しを添付すること。
 ただし、高圧部については、メーカーの試験成績書の添付に替えることができる。

液化石油ガス設備工事明細書（個別事項）

（バルク貯槽：貯蔵能力500kg超～1,000kg未満）No.1

項 目	確 認 事 項	確 認		備 考 添付書類
		良	否	
バルク貯槽の設置状況	☐ 地盤面上 ☐ 地盤面下			
使用バルク貯槽	☐ 特定設備検査合格証 ☐ 特定設備基準適合証	良	否	試験成績証
保安距離 構造壁	☐ 第1種保安物件： 実際距離（ ）m 保安物件の名称（ ） ☐ 第2種保安物件： 実際距離（ ）m 保安物件の名称（ ） 構造壁の設置： ☐ 必要 ☐ 不必要	良	否	写真 or 図面
安全弁	☐ 元弁はみだりに操作できない構造 ☐ 高圧ガス設備試験合格品 ☐ 大臣認定品	良	否	試験成績書
液面計	☐ 高圧ガス設備試験合格品 ☐ 大臣認定品	良	否	試験成績書
過充てん防止装置	☐ 高圧ガス設備試験合格品 ☐ 大臣認定品	良	否	試験成績書
カップリング用液流出 防止装置付き液取弁	液取弁： ☐ 高圧ガス設備試験合格品 ☐ 大臣認定品 カップリング： ☐ 高圧ガス設備試験合格品 ☐ 大臣認定品	良	否	試験成績書
ガス放出防止器等付 きガス取出弁	ガス取弁： ☐ 高圧ガス設備試験合格品 ☐ 大臣認定品 ガス放出防止器等： ☐ 調整器一体型 ☐ 大臣認定品 ☐ 高圧ガス設備試験合格品	良	否	試験成績書
ガス放出防止器、緊 急遮断装置付き液取 出弁	液取弁： ☐ 使用 ☐ 不使用（ ☐ プラグ止） ☐ 高圧ガス設備試験合格品 ☐ 大臣認定品 ガス放出防止器等： ☐ 高圧ガス設備試験合格品 ☐ 大臣認定品	良	否	試験成績書
カップリング付き均 圧弁	均圧弁： ☐ 使用 ☐ 不使用 ☐ 高圧ガス設備試験合格品 ☐ 大臣認定品 カップリング： ☐ 高圧ガス設備試験合格品 ☐ 大臣認定品	良	否	試験成績書
貯槽のプロテクター	☐ 付属機器はプロテクター内に設置（液面計、過充てん防 止装置は漏洩のおそれのない場合は除く） ☐ プロテクターの厚さ（ ）mm	良	否	
表示等	☐ 液化石油ガス又はLPGガス及び火気厳禁（朱書） ☐ 緊急時連絡先	良	否	
貯槽の支柱及びサドル	☐ 支柱 ☐ サドル	良	否	
車両からの保護	☐ ネットフェンス ☐ ガードパイプ ☐ 縁石 ☐ その他（ ）	良	否	写真 or 図面
屋外設置 火気からの距離	☐ 屋外に設置すること。 ☐ 火気（ ）まで（ ）m	良	否	
バルク貯槽の漏洩防止	☐ バルク貯槽は漏れのない構造	良	否	

(バルク貯槽 貯蔵能力500kg超~1,000kg未満) No.2

項 目	確 認 事 項	確 認		備 考 添付書類
		良	否	
ガス漏れ検知器及び 常時監視システムの 設置	□ガス漏れ検知器の設置： □有 □無 — { □周囲に構築物等なし (地上のみ) [□3月に1回以上漏えい 確認実施 □常時監視システムの連絡先 () }	良	否	
高圧配管内の再液化 防止措置	□プロテクター内 □バルク貯槽の直近	良	否	
以下地上設置に係る項目				
基礎の設置	□地盤面からの高さ：() cm □床面（□コンクリート□その他 ()）	良	否	
基礎との固定	□アンカー・ボルト等で基礎に固定	良	否	
接地	□設置の有無：□有□無 □接地経線：断面積 () mm ² □接地棒：直径 () mm、長さ () cm、材質 ()	良	否	
安全弁放出管開放部 の位置	□開口部の位置：バルク貯槽の頂部から () cm □雨水の浸入防止措置：()	良	否	
以下地下埋設に係る項目				
埋設の深さ	□バルク頂部は地盤面下 () cm	良	否	写真添付
浮き上がり防止措置	□バルク貯槽空体総質量 () kg コンクリート板質量 () kg バルク貯槽の全容積 () m ³ コンクリート板の容積 () m ³	良	否	写真添付
埋め戻し	□石塊等のない砂や土	良	否	
ガス検知用の孔あき 管	設備本数：() 本□バルク貯槽の周囲 () cm 材質：□硬質合成樹脂製□ステンレス製 内径 () cm □孔の間隔 () cm	良	否	写真添付
標識杭	□4隅に標識杭を敷設	良	否	写真添付
断熱措置	□不燃の裏当ての厚さ () cm	良	否	
貯槽の腐食防止装置	□電気防しよく措置 (□マグネシウム () kg× 本)	良	否	

(備考) 1 該当する項目に○を付すこと。
2 確認の欄は基準の適合状況を確認して良・否を判定し該当箇所を○で囲むこと。
3 備考欄に記入されている添付書類を別途添付すること。
4 貯槽以外の試験成績書の添付は備考欄に成績証番号の記載に替えることができる。
5 付近の状況図及び敷地内配置図等を添付すること。
6 配管図(バルク貯槽から使用末端ガス栓までの設置状況を示したもので、埋設管と地上管の区別をする)と、1を添付すること。
7 気密試験(高圧部に係るものを除く。)は、自記圧力計を使用して行い、そのチャート紙の写しを添付すること。ただし、高圧部については、メーカーの試験成績書の添付に替えることができる。

液化石油ガス設備工事明細書（個別事項）

（バルク容器：貯蔵能力500kg超～3,000kg未満）No.1

項 目	確 認 事 項	確 認		備 考 添付書類
		良	否	
カップリング用液流出防止装置付き液取入バルブ	液取入バルブ：□高圧ガス設備試験合格品 □大臣認定品 カップリング：□高圧ガス設備試験合格品 □大臣認定品	良	否	試験成績書
ガス放出防止器等付きガス取入バルブ	ガス取入バルブ：□高圧ガス設備試験合格品 □大臣認定品 ガス放出防止器：□調整器一体型 □大臣認定品 □高圧ガス設備試験合格品	良	否	試験成績書
ガス放出防止器、緊急遮断装置付き液取入バルブ	液取入バルブ：□使用 □不使用（□プラグ止） □高圧ガス設備試験合格品 □大臣認定品 ガス放出防止器等： □高圧ガス設備試験合格品 □大臣認定品	良	否	試験成績書
カップリング付き均圧バルブ	均圧バルブ：□使用 □不使用 □高圧ガス設備試験合格品 □大臣認定品 カップリング： □高圧ガス設備試験合格品 □大臣認定品	良	否	試験成績書
液面計	□高圧ガス設備試験合格品 □大臣認定品	良	否	試験成績書
過充てん防止装置	□高圧ガス設備試験合格品 □大臣認定品	良	否	試験成績書
プロテクター	□付属機器はプロテクター内に設置（液面計、過充てん防止装置は漏洩のおそれのない場合は除く）	良	否	
表示等	□液化石油ガス又はLPGガス及び火気厳禁（朱書） □緊急時連絡先（認定保安機関と同じ場合は不要）	良	否	
スカート又はサドル	□スカート □サドル	良	否	
基礎の設置	□地盤面からの高さ（ ）cm	良	否	
車両からの保護	□ネットフェンス□ガードパイプ□縁石□その他（ ）	良	否	写真 or 図面
安全弁の放出管開放部の位置	□開口部の位置：バルク容器の頂部から（ ）cm □雨水の浸入防止措置：（ ）	良	否	
設置場所 火気からの距離 （1t未満）	□火気からの距離（ ）m □不足の場合の措置方法（ ）	良	否	
40℃以下 （1t未満）	□日光の照射によっても常に40℃以下に保つこと。 □日光以外の熱源により、容器が40℃を超えるときは、 不燃性の隔壁の設置	良	否	

(バルク容器：貯蔵能力500kg超～3,000kg未満) No.2

項 目	確 認 事 項	確 認		備 考 添付書類
		良	否	
バルク容器の漏洩防止	☐ バルク容器は漏れのない構造	良	否	
ガス漏れ検知器及び 常時監視システムの 設置	☐ ガス漏れ検知器の設置： ☐ 有 ☐ 無 ☐ 周囲に構造物等なし (地上のみ) ☐ 3月に1回以上漏えい 確認実施 ☐ 常時監視システムの連絡先 ()	良	否	
高圧配管内の再液化 防止措置	☐ プロテクター内 ☐ バルク容器の直近	良	否	
以下バルク容器1t以上3t未満に係る項目				
保安距離 障壁 (1t以上3t未満)	☐ 第1種保安物件： 実際距離()m保安物件の名称() ☐ 第2種保安物件： 実際距離()m保安物件の名称() 障壁構造 ☐ 必要 ☐ 不必要	良	否	構造図
火気取扱施設までの 距離 (1t以上3t未満)	☐ 火気取扱施設までの距離()m ☐ 距離不足の場合の措置()	良	否	構造図
屋根・遮へい板	☐ 屋根： ☐ スレート ☐ 薄鉄板等 ☐ その他() ☐ 遮へい板：	良	否	写真 or 図面
消火設備	☐ 粉末消火器(A-4・B-10以上× 本)	良	否	

- (備考) 1 該当する項目に印を付すこと。
 2 確認の欄は基準の適合状況を確認して良・否を判定し該当箇所を○で囲むこと。
 3 備考欄に記入されている添付書類を別途添付すること。
 4 試験成績書の添付は備考欄に成績証番号の記載に替えることができる。
 5 付近の状況図及び敷地内配置図等を添付すること。
 6 配管図(バルク容器から使用末端ガス栓までの設置状況を示したもので、埋設管と地上管の区別をすること。)を添付すること。
 7 気密試験(高圧部に係るものを除く。)は、自記圧力計を使用して行い、そのチャート紙の写しを添付すること。ただし、高圧部については、メーカーの試験成績書の添付に替えることができる。

様式第 50 (第 94 条関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

液化石油ガス設備士認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

氏名

印

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 4 第 2 項第 3 号の規定により認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 氏 名 _____
- 2 住 所 _____
- 3 生 年 月 日 _____
- 4 該当する要件 _____

(備考) ×印の項は記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

特定液化石油ガス設備工事事業開始届書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ (印)

住 所 _____

(TEL - -)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 10 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業所の名称 _____

2 事業所の所在地 _____

3 記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法

別添のとおり

(備考) ×印の項は記載しないこと。

(別 添)

1 液化石油ガス設備工事に係る記録及び配管図面の内容

(1) 工事の記録は、次表の「液化石油ガス設備工事台帳」に掲げる項目について記録する。

(2) 配管図面は、原則として平面図とし、詳細を必要とする部分については、アイソメ図又は詳細図を添付する。

また、配管図面には、配管の長さ、呼び径及び使用材料を付記する。

なお、埋設配管については、前述の項目のほか、埋設位置、埋設深さ及び防しよく方法を付記する。

(図面の描き方は、「液化石油ガス設備士ハンドブック」の例によるものとする。)

2 液化石油ガス設備工事台帳及び配管図面の分類方法及び保管場所

工事台帳と配管図面は、工事1件ごとに1冊に綴り、次の方法で分類して保管し、5年以上保存する。

○ 分類の方法 (いずれかに○印)

・ LPガス消費者の氏名又は名称の五十音順に分類する。

・ 地区ごとに分類する。

・ その他 ()

○ 保管場所 (いずれかに○印)

・ 当事務所の専用ロッカーに保管する。

・ その他 ()

3 気密試験用器具等の整備状況 (空欄に記入のこと。)

○ 空気ポンプ _____ 台 ○ 気密試験用三つ又付きゴム管 _____ コ

○ 自記圧力計

・ 低圧部試験用 $\left\{ \begin{array}{l} \text{測定範囲} \quad 2\text{kPa} \sim 10\text{kPa} \\ \text{最小目盛} \quad 0.2\text{kPa以下} \end{array} \right\}$ _____ 台

・ 中圧部試験用 $\left\{ \begin{array}{l} \text{測定範囲} \quad 0.1 \sim 0.3\text{MPa} \\ \text{最小目盛} \quad 0.01\text{MPa以下} \end{array} \right\}$ _____ 台

4 そ の 他

- (1) 液化石油ガス設備の工事は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）に定める基準に適合するように施工する。
- (2) 液化石油ガス法施行規則（以下「規則」という。）第108条に定める作業は、「液化石油ガス設備士免状」所有者に実施させる。
- (3) 液化石油ガス設備工事終了後は、自記圧力計を用いて規定の圧力（低圧部8.4kPa以上、中圧部0.15MPa）により気密試験を行い、漏れのないことを確認すること。
- (4) 規則第115条に定める工事をしたときは、1の記録及び配管図面を2の方法により保存するとともに、工事箇所所定の「表示」をする。
- (5) 規則第86条に定める施設又は建築物にLPガスの貯蔵量が500kgを超え3トン未満の設備を新設又はこれらの設備について規則第87条に定める変更工事を行ったときは、所定の書式により知事へ届け出る。

なお、家庭用又は業務用にLPガスを供給する設備で、LPガスの貯蔵量が3トン以上のものについては、当該設備にLPガスを供給する業者が、液化石油ガス法に基づく許可を受けたのち、工事に着工する。
- (6) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に定める「特定ガス消費機器」の設置又は変更の工事は、「液化石油ガス設備士免状」又は「ガス消費機器設置工事監者資格証」所有者の監督の下に実施する。

また、施工後は所定の「表示」をする。
- (7) 液化石油ガス設備の工事記録又は配管図面の閲覧又は複写をしたい旨の申出があったときは、正当な理由のない限りこれを拒否しない。
- (8) 当事業所の名称、住所、代表者の氏名、工事記録・図面の保存場所又は分類の方法等に変更があった場合は、所定の書式により知事へ届け出る。
- (9) 当事業所が液化石油ガス設備工事の事業を廃止したときは、所定の書式により知事へ届け出る。

整理番号	
------	--

工事番号	
------	--

液化石油ガス設備工事台帳

工 事 名							
工 事 場 所							
発 注 者 名							
発注者住所							
工 事 の 内 容 等	・ 新設工事		・ 変更工事（内容				）
	・ 工事範囲		別添配管図のとおり（変更箇所は朱書で示す。）				
	使 用 材 料	高圧部	配 管（JIS _____A） フランジ（JIS 20K用） バルブ（JIS _____）				
		中圧部	配 管（JIS _____A） バルブ（JIS _____） ベンド（JIS _____） ティー（JIS _____）				
		低圧部	配 管（JIS _____） 閉止弁（ _____） ベンド（JIS _____） ティー（JIS _____）				
	防 し よ く 方 法	高圧部	下塗り _____ 上塗り _____				
		中圧部	・ 地上配管 下塗り _____ 上塗り _____ ・ 埋設配管 _____				
		低圧部	・ 地上配管 下塗り _____ 上塗り _____ ・ 埋設配管 _____				
	容 器	（ Kg）×（ 本）		気化装置		メーカー _____ 熱源 _____ 能力 _____ kg/h 基 _____	
調 整 器	型式 _____		供給戸数 _____		家庭用 _____ 戸		
	能力 _____				用 _____ 戸		
気密試験		年 _____ 月 _____ 日 実施（中・低圧部は記録紙添付）					
		圧力、低圧部（ _____ kPa）中圧部（ _____ MPa）高圧部（ _____ MPa）					
工 事 を 実 施 し た 液 化 石 油 ガ ス 設 備 士 名	区 分	配 管 工 事		防 し よ く 工 事		気 密 試 験	
	氏 名						
	免状番号	（ ）県（ ）号		（ ）県（ ）号		（ ）県（ ）号	
設計年月日		年 _____ 月 _____ 日		工事期間		年 _____ 月 _____ 日～ 年 _____ 月 _____ 日	
完成年月日		年 _____ 月 _____ 日		表示年月日		年 _____ 月 _____ 日	
施工業者名							
責任者名							

液化石油ガス設備士名簿

事業所名 _____

液化石油ガス設備士の氏名	免状の番号	免状の交付者	従業員と非従業員の別
			従業員 非従業員
			従業員 非従業員
			従業員 非従業員
			従業員 非従業員
			従業員 非従業員
			従業員 非従業員
			従業員 非従業員
			従業員 非従業員
			従業員 非従業員
			従業員 非従業員

- (注) 1 「液化石油ガス設備士」とは、「液化石油ガス設備士」の交付を受けている者をいいます。
- 2 この名簿は、事業所ごとに作成してください。
- 3 「免状の交付者」は、山口県知事から交付を受けた場合は、「山口」、他都道府県知事から交付を受けた場合は、「その都道府県名」を記入してください。
- 4 「従業員と非従業員の別」は、当事業主が雇用している者は「従業員」、その他の者は「非従業員」としてそれぞれ該当するものに○印をつけてください。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

特定液化石油ガス設備工事事業変更届書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ (印)

住 所 _____

(Tel. — —)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 10 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業開始の届出の年月日 _____

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
☐ 氏 名 又 は 名 称		
☐ 住 所		
☐ 代 表 者 の 氏 名		
☐ 事 業 所 の 名 称		
☐ 事 業 所 の 所 在 地		
☐ 記録図面の保存場所		
☐ 記録図面の分類方法		

3 変更の理由

(備考) ×印の項は記載しないこと。

様式第 58 (第 114 条関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称 _____

代表者の氏名 _____ ㊞

住 所 _____

(TEL _____)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 10 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業開始の届出の年月日 _____

(備考) ×印の項は記載しないこと。

高 圧 ガ ス 保 安 法 関 係

I 高圧ガス販売事業届

新たに高圧ガス販売事業を営もうとするとき
販売所を増やしたり移転するとき
個人営業を法人営業(株式会社等)にするとき

II 高圧ガス販売事業承継届

高圧ガス販売事業の全部を譲り受けたとき
相続又は合併により販売事業者の地位を承継したとき

III 販売主任者届

IV 高圧ガス販売事業廃止届

V 高圧ガス販売所名称変更届

VI 代表者変更届

高圧ガス販売事業届書	一 般 液 石 冷 凍	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(販売所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
販 売 所 所 在 地	(〒)		
販売する高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名



山口県知事

殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項には記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名とすることができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 4 販売計画書、台帳の様式、販売所の位置が判明できる地図、容器置場の配置図・構造図を添付すること。

販売の目的等

別添資料

1 販売の目的

(例：〇〇のため、液化石油ガスを〇〇市の区域に販売する。)

2 販売の方法 (該当するものに○印を付すこと。)

- (1) 容器を容器置場に設置して、消費者（販売店）に販売する。
- (2) 容器置場を設けずに供給元から消費者（販売店）に取次ぎ販売する。
- (3) 容器置場に設置した容器による販売と、取次ぎ販売の両方により販売する。
- (4) ローリにより販売する。
- (5) その他 ()

3 販売する高圧ガスの種類

液化石油ガス

4 販売に係る技術基準対応状況（液化石油ガス保安規則第41条関係）

- (1) 液化石油ガスの引渡し先の保安状況を明記した保安台帳を備えます。
- (2) 充てん容器等の引渡しは、外面の容器の使用上支障のある腐しよく、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもって販売します。
- (3) 充てん容器等の引渡しは、容器再検査期間の6ヶ月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもって販売します。

5 販売主任者

別紙様式2のとおり販売主任者を選任します。

6 容器置場に関する事項 (該当のないものは削除すること。)

- (1) 容器置場を (設置します。 設置しません。)
- (2) 容器置場を設置する場合；容器置場の床面積 (m²)
- (3) 容器置場を設置する場合；容器置場の最大貯蔵量（液化ガスは10kgを1m³とみなす。)

液化石油ガスの最大貯蔵量 : m³ (A)

- (4) 容器置場を設置する場合の貯蔵所区分判定

$$\frac{(A)}{1000\text{ m}^3} = \frac{(\quad)}{1000\text{ m}^3} = (\quad) (B)$$

(次項のうち、該当するものに○印を付すこと。)

- ①(B)の値が1以上につき、容器置場は第1種貯蔵所となります。別途、第1種貯蔵所設置許可申請の手続きを行います。
- ②(B)の値が1未満で、貯蔵量の合計が300㎡以上につき、容器置場は第2種貯蔵所となります。別途、第2種貯蔵所設置届の手続きを行います。
- ③容器置場は、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所に該当しません。法令で定める貯蔵の基準に従って貯蔵します。

7 備える帳簿の様式 (該当のないものは削除すること。)

- (1) 保安台帳は、別紙 の様式のものを備えます。
- (2) 販売台帳は、別紙 の様式のものを備えます。
- (3) 容器台帳は、別紙 の様式のものを備えます。
- (4) 周知に係る帳簿は、別紙 の様式のものを備えます。(保安台帳に周知の記録欄があるものを除く。)

8 その他の添付書類 (該当のないものは削除すること。)

- (1) 販売所の位置図及び販売所付近の見取り図
- (2) 容器置場の構造図

高圧ガス販売主任者届書		一般	選任	×整理番号	
		液石	解任	×受理年月日	年 月 日
名称(販売所の名称を含む。)					
事務所(本社)所在地					
販売所所在地		(〒)			
選 任	製造又は販売免状の種類				
	販売主任者の氏名				
解 任	製造又は販売免状の種類				
	販売主任者の氏名				
選 任	年 月 日	年 月 日			
解任の理由					

年 月 日

代表者 氏名



山口県知事

殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項には記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名とすることができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 4 選任者の製造保安責任者免状又は販売主任者免状の写しを添付すること。

高圧ガス販売事業承継届書	一 般 液 石 冷 凍	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
承継された販売業者の名称 (販売所の名称を含む。)			
承継された販売所所在地	(〒)		
承継後の販売業者の名称 (販売所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			

年 月 日

代表者 氏名

印

山口県知事

殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項には記載しないこと。
 - 3 承継の事実を証する書面を添付すること。

高圧ガス販売事業廃止届書	一 般 液 石 冷 凍	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称（販売所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
販 売 所 所 在 地	(〒)		
販 売 事 業 廃 止 年 月 日	年 月 日		
販 売 事 業 廃 止 の 理 由			

年 月 日

代表者 氏名



山口県知事

殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項には記載しないこと。
 - 3 販売事業の届出受理書（又は販売許可書）を添付すること。

販売に係る高圧ガスの 種類変更届書	一 般	×整理番号	
	冷 凍	×受理年月日	年 月 日
名称(販売所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
販 売 所 所 在 地	(〒)		
高圧ガスの種類の変更内容	別紙のとおり		

年 月 日

代表者 氏名

印

山口県知事

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項には記載しないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名とすることができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

事 故 届 書	一 般	× 整 理 番 号	
	液 石 冷 凍	× 受 理 年 月 日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地	(〒)		
事 故 発 生 年 月 日	年 月 日		
事 故 発 生 場 所			
事 故 の 状 況	別紙のとおり		

年 月 日

代表者 氏名



山口県知事

殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 事故の状況（発生日時・場所、発生状況、被害状況、事業所の活動状況、原因（推定を含む。））、改善対策等について、別紙に記載すること。
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

高圧ガス販売所名等変更届書	一般	×整理番号	
	液石 冷凍	×受理年月日	年 月 日
販 売 所 の 名 称			
販 売 所 の 所 在 地	〒		
変 更 の 内 容	(1) 販売所名等の変更 旧： 新： (2) 代表者氏名変更 旧： 新：		
変 更 年 月 日	年 月 日		

年 月 日

代表者 氏名

印

山口県知事

殿

- 備考 ① この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 ② 入印の項には記載しないこと。

